



ジェームズ・フラーティ カナダ財務大臣  
と会談 (4月4日)



入庁式の模様→P25に関連記事  
(4月2日)

## 目次

### 【トピックス】

- 地域密着型金融の取組みについての評価と今後の対応について…………… 2
- ソルベンシー・マージン比率の算出基準等について…………… 3
- 主要行等及び中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針等の一部改正及び  
    広告表示を含めた顧客説明に係る取組みに関する要請文の発出について………… 4
- 個人保証に過度に依存しない融資の推進にかかる要請について(再チャレンジ支援策) …… 6
- 「金融改革プログラム」の終了にあたって…………… 6
- 日EU金融ハイレベル協議について…………… 8
- 第2回日EU会計基準・監査の動向に関するモニタリング会合とその背景について………… 9
- 中学・高校生向け副教材「わたしたちの生活と金融の働き」の改訂について………… 10
- 「利用者満足度アンケート」の取りまとめ結果の公表について…………… 11
- ヘッジファンド調査(2006)の結果の公表について…………… 13
- 金融検査マニュアルの改訂について…………… 14
- 「金融検査評定制度」の一部改正及び「金融検査評定制度に関するQ&A」について………… 17
- 第1回監査監督機関国際フォーラム(東京会合)について(公認会計士・監査審査会)………… 18
- 中小規模監査事務所の監査の品質管理の公表について(公認会計士・監査審査会)………… 18
- 金融行政体験制度(インターンシップ)について…………… 20
- 入庁式の開催について…………… 25

### 【特集】

- 「金融機関におけるITの戦略的活用の推進に関するシンポジウム」の開催について………… 27

### 【金融こが聞きたい!】…………… 35

### 【お知らせ】

- 「株券電子化」に関しての政府広報番組について…………… 38
- 証券市場における不正・違法行為に関する情報を受け付けています(証券取引等監視委員会) 40
- 証券税制の軽減税率の適用期限が延長されました!…………… 41
- 金融庁の名を悪用した新たなヤミ金融の手口にご注意!…………… 41
- 電子申請・届出窓口のリニューアルについて…………… 42
- 新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内…………… 42

### 【3月の主な報道発表等】…………… 43

## 【トピックス】

### 地域密着型金融の取組みについての評価と今後の対応について — 地域の情報集積を活用した持続可能なビジネスモデルの確立を — 金融審議会 金融分科会 第二部会報告

地域密着型金融に関する平成19年4月以降の枠組みについては、「リレーションシップバンキングのあり方に関するワーキンググループ」（座長：堀内昭義（中央大学総合政策学部教授））において精力的な議論が重ねられ、その成果が、19年4月5日、金融審議会金融分科会第二部会報告書「[地域密着型金融の取組みについての評価と今後の対応について - 地域の情報集積を活用した持続可能なビジネスモデルの確立を -](#)」としてとりまとめ、公表されました。以下、同報告書のポイントについてご紹介します。

#### ◇ 基本的考え方

これまでの実績や新たな環境変化を踏まえ、地域密着型金融の基本的考え方として、以下の事項が示されています。

- ・ まず、中小・地域金融機関が、地域密着型金融のビジネスモデルを確立・深化していくことが必要であること。
- ・ 特に、地域密着型金融の取組みが収益につながり持続可能なものとなるよう、顧客ニーズを踏まえ「選択と集中」を徹底・深耕することが必要であること。
- ・ 今後の重要な課題である地域の面的再生についても、地域の情報ネットワークの要である地域金融機関には、資金供給のみならず、情報、人材面でも果たせる役割があること。

#### ◇ 具体的取組み

さらに、具体的取組み内容・推進体制として、以下のとおり示されています。

- (1) 今後、地域金融機関に共通して取組みを求める内容としては、地域密着型金融の本質に係わる以下の3点に限定されています。
  - ① ライフサイクルに応じた取引先企業の支援の一層の強化
  - ② 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底
  - ③ 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献
- (2) 行政に求められる推進体制としては、金融機関の自由な競争、自己責任に基づく経営判断の尊重を前提として、地域密着型金融が深化、定着するような動機付け、環境整備を図ることを基本とすべく、具体的には、以下の対応が適当との方向性が示されています。
  - ・ 中長期的な視点も踏まえ、時限的なアクションプログラム方式から恒久的な枠組みへと移行することとし、監督指針に必要な事項を盛り込む。
  - ・ 金融機関の競争を促すべく画一的な計画策定は義務付けず、自主的に策定する経営計画の内容及び進捗状況を通常の監督の中の定期的なヒアリング等によりフォローアップする。
- (3) なお、制度、特性、主な取引先（小規模事業者）等が銀行とは異なる協同組織金融機関については、ガバナンスの強化をはじめとする経営力強化に引き続き力点を置きつつ、取引先（小規模事業者）のニーズが乏しい事項について公表や報告の簡素化を図る等、推進内容にメリハリがつけられています。

地域金融機関におかれては、本報告書を踏まえ、積極的に地域密着型金融を推進していくことが期待されます。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から、[「地域密着型金融の取組みについての評価と今後の対応について - 地域の情報集積を活用した持続可能なビジネスモデルの確立を - の公表について」](#)（平成19年4月5日）にアクセスしてください。

## ソルベンシー・マージン比率の算出基準等について

金融庁が平成16年12月に公表した「[金融改革プログラム](#)」において、保険会社の財務体質の強化やリスク管理の高度化を図る観点から、ソルベンシー・マージン比率の見直しを行うことが、取り組むべき項目の一つとして挙げられています。

これを受け、昨年11月より、学識経験者等からなる「[ソルベンシー・マージン比率の算出基準等に関する検討チーム](#)」（座長 米山高生 一橋大学大学院 商学研究科教授）において検討を重ね、4月3日に「[ソルベンシー・マージン比率の算出基準等について](#)」を取りまとめ、公表しました。

今回の検討は、平成8年にソルベンシー・マージン比率を導入して以降、同比率に関する総括的な議論を行う初めての機会でした。そこで、検討チームにおいてはソルベンシー・マージン比率の算出方法のみならず、ソルベンシー評価のあり方、保険会社のリスク管理の高度化、消費者に対する周知のあり方なども含めて、包括的、網羅的な議論が幅広く行われました。

検討チームの主な取りまとめ内容としては、以下のとおりとなっています。

当庁としては、この取りまとめ内容を踏まえ、今後、具体的な見直しの実施及び経済価値ベースのソルベンシー評価の実現に向けて検討を行っていくこととなります。

### 1. 総論

#### ○ ソルベンシー・マージン比率の意義付け

**保険会社** リスク計測・管理手法の高度化、特にALMの実施へのインセンティブを与え、経営陣の意識改革を促す。

**消費者** 理解向上のための取組みとして、保険会社のディスクロージャー等を通して比率の数値そのものの意味の周知を図る。

#### ○ 信頼性の向上

- ・ 今般の見直しにおいて、金融市場実勢の反映や信頼水準の向上により、200%（早期是正措置のトリガー）の信頼性を向上させる。

#### ○ ソルベンシー<sup>1</sup> 評価の方向性

- ・ 経済価値ベース<sup>2</sup>での資産価値と負債価値の差額（純資産）自体の変動をリスク量として認識し、その変動を適切に管理するソルベンシー評価を目指す。

### 2. 具体的見直しの実施に向けての考え方

経済価値ベースの評価手法が導入されるまでの間は、現在の評価手法を改善しつつ運用。

#### ○ 具体的見直しの考え方

- ・ 直近の市場実勢を反映するため、リスク係数の算出根拠となるデータを直近の状況を踏まえ置き換える。また、単にデータの洗替えを行うだけでなく、その数値の算出方法が一般に説明でき、納得が得られる必要がある。
- ・ ソルベンシー・マージン比率の信頼性の向上のため、リスク係数の信頼水準の引き上げを検討していく必要がある。段階的な取組みの一步として、例えば95%程度に向上<sup>3</sup>させることが適当。

（具体的見直し）

#### ○ リスク

**予定利率リスク** 最新のデータに基づいた現行のリスク係数の見直しなど。

**価格変動等リスク** 信頼水準及び計測期間を再検討した上で最新のデータに基づき検証。

**分散投資効果** 各社の資産構成割合を基に計算する方法を検討。

#### ○ マージン（支払余力）

**繰延税金資産・税効果相当額・将来利益** 一定の適正化に向けて検討が必要。

<sup>1</sup> 保険金等の支払能力。

<sup>2</sup> 経済価値ベースの評価とは、市場価値と整合的な資産・負債のキャッシュフローの評価。

<sup>3</sup> 価格変動等リスクについては、現在90%の信頼水準。

### 3. 経済価値ベースのソルベンシー評価を実現するための取組み

平成 22 年（2010 年）<sup>4</sup> を見据えて不断の作業を進める。

（具体的取組み）

#### ○ 経済価値ベースでの負債評価に向けた取組み

- ・ 責任準備金の最良推計（ベストエスティメイト）のための作業への着手。

#### ○ 標準的リスク計測手法の高度化への取組み

- ・ 各社の A L M を反映した金利リスク等の測定に関する標準手法の開発を目指す。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から「[ソルベンシー・マージン比率の算出基準等について](#)」の公表について（平成 19 年 4 月 3 日）または、「金融庁の政策」から[金融改革プログラム](#)にアクセスしてください

## 主要行等及び中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針等の一部改正及び広告表示を含めた顧客説明に係る取組みに関する要請文の発出について

### 1. はじめに

金融庁は、本年 3 月 30 日、「[主要行等向けの総合的な監督指針](#)」、「[中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針](#)」及び「[金融コングロマリット監督指針](#)」を改正しました。

具体的には、

- ① 顧客への説明態勢について（デリバティブ取引を組み込んだ預金商品（以下、「仕組預金」と言う。）に係る説明態勢など）
- ② 規制緩和と要望に係るもの（第三者割当増資を行う際の内部管理態勢の構築状況等に係る届出義務の一部免除等）
- ③ その他（金融機関が策定する業務継続計画に係る監督上の着眼点の改正等）

について、改正を行いました。なお、当該改正内容は、本年 3 月 30 日（公表当日）より、実施されております。

また、本年 3 月 28 日に、仕組預金の広告表示が不当景品類及び不当表示防止法において禁止されている有利誤認に該当するとして、一部の金融機関が公正取引委員会から排除命令を受ける事案が発生いたしました。そこで、当該事案や上記①の改正の趣旨を踏まえて、広告表示を含めた顧客説明に係る取組みについて、各金融機関や全国銀行公正取引協議会に対して、要請文を発出いたしました。

本コーナーにおいては、その中でも、消費者の皆様のご関心も特に高いと思われる、①について、監督指針改正の経緯・概要について説明いたします。

また、各金融機関及び全国銀行公正取引協議会に対する要請文を発出するに至った経緯及びその概要についても併せて説明いたします。

### 2. 監督指針改正の経緯及び概要

仕組預金は、金利オプションや通貨オプションなどのデリバティブ取引を組み込んだ預金商品などを指し、例えば、満期まで保有すれば一般の定期預金に比較し高金利となる一方、仮に中途解約した場合には、デリバティブ取引の再構築コストを預金者が負担することから、これにより元本割れする可能性が高くなる仕組みのものがあります。仕組預金を含めたリスク商品等の販売（広告表示を含む）・説明態勢等については、金融庁では、平成 18 年 8 月に策定した「平成 18 事務年度 主要行等向け監督方針」において「説明態勢及び相談、苦情処理機能の充実強化」を重点事項として掲げ、顧客が、商品のリスクや特性について十分に理解した上で取引できるよう、十分に説明がなされているか、等について監督を行っているところです。

しかしながら、仕組預金の中途解約時の取扱に係る情報・苦情等が、金融庁金融サービス利用者相談室に寄せられたこと等も踏まえ、利用者保護ルールの徹底と利便性の向上の観点から、今般、次の

<sup>4</sup> 欧州において経済価値ベースのソルベンシー評価実現のための節目の年となると見込まれている。

ような監督指針の改正を行いました。

### (1) 仕組預金に係る説明態勢について

仕組預金について、銀行法第12条の2第1項及び同法施行規則第13条の3の規定の趣旨を踏まえて、預金者等の求めの有無にかかわらず、顧客の知識、経験及び財産の状況等から見て問題がない場合を除き、次の点について書面を交付して説明する態勢が整備されているか、を監督上の着眼点とすることとしました。

- ① 中途解約時に、デリバティブ取引の解約精算金によって元本割れの可能性がある場合には、その解約精算金の計算方法（説明時の経済情勢において合理的と考えられる前提での解約精算金の試算額を含む。）。
- ② 満期日を選択できる権利や払戻時の通貨等を選択できる権利を銀行が有している場合には、権利行使によって預金者等が不利となる可能性があること。

また、仕組預金を組成した金融機関が、預金商品に係る提携契約等に基づき、提携金融機関に対して、販売・説明態勢等に係る助言等を行う場合には、当該商品のリスクや商品性等に関する情報を適切に提供しているかという点についても併せて監督上の着眼点として追加しています。

### (2) 銀行法第13条の3（禁止行為）に係る監督上の着眼点の追加

平成18年4月の銀行法の改正により、顧客に対し虚偽のことを告げる行為といった銀行の業務に係る禁止行為が規定されたことを踏まえ、「預金・リスク商品等の販売・説明態勢及び相談・苦情処理機能」において、例えば、顧客を誤解させるおそれのある表示と行うなどの禁止行為に該当する疑義がある場合について、報告を求めるなどの監督上の対応を検討すべき対象に追加しています。なお、「与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）に関する顧客への説明態勢及び相談・苦情処理機能」についても同様の改正を行っております。

## 3. 各金融機関及び全国銀行公正取引協議会に対する要請文の発出について

今般、説明態勢について監督指針の改正を行った仕組預金については、今後、金融商品取引法における「広告等の規制」、「契約締結前の書面の交付」、及び「適合性の原則等」などの行為規制が適用されることとされています。

また、本年3月28日に、仕組預金の広告表示において不当景品類及び不当表示防止法において禁止されている有利誤認に当たる表示が行われていたとして、一部の金融機関が公正取引委員会から同法に基づく排除命令を受ける事案が発生しました。金融機関の広告表示については、昨年8月にも一部の金融機関が公正取引委員会から警告を受けたことを踏まえ、金融庁から全預金取扱金融機関に対し、「顧客が誤認するおそれのない分かりやすい広告表示等の徹底」を行ったが、再度、今般のような事態に至ったことを金融庁としても非常に重く受け止めているところです。

これらを受けて、金融庁では、監督指針の改正と同日の3月30日に、全預金取扱金融機関に対し、顧客保護及び利用者利便の観点から、広告表示を含めた顧客への説明態勢のより一層の充実・強化を図るよう要請を行いました。また、併せて、「銀行業における表示に関する公正競争規約」を制定している全国銀行公正取引協議会に対し、顧客が誤認するおそれのない分かりやすい広告表示を行うための基準のより一層の充実・強化を図るよう要請を行いました。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から[「主要行等及び中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針等の一部改正について」（平成19年3月30日）](#)及び[「広告表示を含めた顧客説明に係る取組みについて」（平成19年3月30日）](#)にアクセスしてください。

## 個人保証に過度に依存しない融資の推進にかかる要請について (再チャレンジ支援策)

国民ひとりひとりがその能力や持ち味を十分発揮し、努力が報われる公正な社会を構築していくことは、国政の重要な課題であるとの認識のもと、平成18年3月29日、内閣に「多様な機会のある社会」推進会議（再チャレンジ推進会議）が設置されました。同年12月25日には、必要な施策の実効性・効率性を高めるため、第7回再チャレンジ推進会議において「再チャレンジ支援総合プラン」が決定されました。さらに、翌26日の関係閣僚会合で同プランが了承され、再チャレンジ支援を一体的かつ総合的に推進することとされました。

これを受け、平成19年3月26日、金融庁は、「再チャレンジ支援総合プラン」に盛り込まれた施策を実施するため、以下の内容について各業界団体および各金融機関に要請文を发出しました。

### 1. 業界団体に対し、個人保証に過度に依存しない融資の取組状況についてアンケートを実施・公表するよう要請

各業界団体に対し、傘下金融機関における個人保証に過度に依存しない融資の取組状況にかかるアンケートを実施し、公表することを要請しました。アンケートの実施項目は、以下に示す各融資手法について、期末残高、その純合計および各金融機関における特徴的な取組事例等としています。

- ① 動産・債権譲渡担保融資（ABLを含む）
- ② 知的財産担保融資
- ③ コバナンツを活用した融資
- ④ スコアリングモデルを活用した融資

### 2. 金融機関に対し、個人保証に過度に依存しない融資の取組状況を公表するよう要請

各金融機関における個人保証に過度に依存しない融資の取組状況（例えば、動産・債権譲渡担保融資（ABLを含む）、知的財産担保融資、コバナンツを活用した融資、スコアリングモデルを活用した融資についての決算期末残高、年間実績、特徴的な取組事例等）を適切に情報開示するよう要請しました。

金融庁としては、再チャレンジ支援総合プランに基づき、引続き適切な取組みを行っていく予定です。各金融機関等においても、再チャレンジ支援の趣旨を十分ご理解いただき、個人保証に過度に依存しない融資の推進等に前向きに取り組まれることを期待します。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から、[「個人保証に過度に依存しない融資の推進にかかる要請について（再チャレンジ支援策）」](#)（平成19年3月26日）にアクセスしてください。

## 「金融改革プログラム」の終了にあたって

平成17年4月からの2年間を対象期間とする「金融改革プログラム」は、我が国金融行政が不良債権問題への対応から脱却し、将来の望ましい金融システムを目指す局面へ移行する過程で重要な役割を果たしました。この間、金融商品取引法制や改正貸金業法等が成立し、市場監視機能の強化が実現する等、「金融改革プログラム」の目標は概ね達成されたと考えております。

金融庁としては、今後とも、利用者のニーズや社会経済の動向、金融環境の変化等に応じ、不断に新たな課題に取り組んでいく必要があると考えております。今後の主な課題としては、

- ①我が国金融・資本市場の国際競争力の一層の強化、
  - ②利用者保護の徹底と利用者利便の向上、
  - ③地域密着型金融の推進、
  - ④金融機関におけるガバナンスの強化やコンプライアンスの徹底、
  - ⑤金融行政の信頼性の更なる向上と人材の強化、
- が挙げられます。

「金融改革プログラム」は終了しますが、金融庁においては、今後とも、利用者満足度が高く、地域経済に貢献し、国際的にも魅力のある金融・資本市場の実現とともに、透明で信頼される金融行政の確立を目指してまいります。

なお、金融庁は、これまでの2年間における諸施策を取りまとめた実施状況を公表しました。実施した主な施策は以下のとおりです。

実施時期	主な施策
平成17年 6月	金融コングロマリットの監督、業態横断的な問題への対応として、グループとしてのリスク管理態勢等に係る監督上の着眼点・留意点を明確化した「金融コングロマリット監督指針」の策定・公表(24日、18年5月1日・7月31日・19年3月30日改訂)
7月	金融機関の経営改善に向けた動機付けとして、検査結果を段階評価する「預金等受入金融機関に係る検査評定制度について」の公表(1日)
	金融サービス利用者からの質問・意見・相談等に一元的に対応する「金融サービス利用者相談室」の立上げ(19日)
9月	「金融監督の原則と監督部局職員の心得(行動規範)」の策定・公表(2日)
10月	多様で良質な金融商品・サービスの提供に向けた制度設計への対応として、銀行法等を改正して銀行等の代理店制度を見直し(26日)
	「主要行等向けの総合的な監督指針」の策定・公表(28日、18年3月31日・5月1日・19年1月23日・3月13日・3月30日改訂)
平成18年 3月	バーゼルⅡ・第1の柱(最低所要自己資本比率)に関する告示を制定(27日)
6月	投資者保護のための包括的・横断的法制の整備として、金融商品取引法制が成立(7日)
	信頼される証券市場を構築する上で、証券会社が担うべき市場仲介機能等の適切な発揮へ向けて求められる取組みについての検討結果として「証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会 論点整理」を公表(30日)
	わが国市場をアジアの金融拠点にするための方策についての共同研究の成果として、「アジア金融資本市場とわが国市場の発展に関する共同研究会」論点整理を公表(30日)
7月	課徴金制度及び執行体制の強化のため、証券取引等監視委員会事務局を2課3室体制から5課1官体制に再編(1日)
12月	信託機能の利用を更に促進するための法制として、信託業法の見直しを含む「信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が成立(8日)
	多重債務問題の解決等への対応として、「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立(13日)
	バーゼルⅡに対応した金融検査マニュアルの改訂(26日)
平成19年 1月	我が国の金融・資本市場の国際金融センターとしての魅力向上について、金融審議会金融分科会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」において議論を開始(30日)

3月	公認会計士・監査法人制度の充実・強化を図るため、「公認会計士法等の一部を改正する法律案」を第166回通常国会に提出（13日）
	事業者の資金調達の円滑化等を図るため、電子記録債権に関する私法上の規律および電子債権記録機関に対する監督等について必要な事項を定める「電子記録債権法案」を第166回通常国会に提出（14日）
	バーゼルⅡ・第3の柱（市場規律）に関する告示を制定（23日）
	バーゼルⅡの実施（31日）

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から『[『金融改革プログラム』の終了にあたっての所感および進捗状況の公表について](#)』（平成19年3月30日）にアクセスして下さい。

## 日EU金融ハイレベル協議について

1. 平成19年3月26日午後、日本の金融庁庁舎内において、「日EU金融ハイレベル協議」が開催されました。この協議は、日EU双方がお互いの金融規制に関する情報を共有し、必要があれば双方の立場を調整する場として機能しています。本年は、日本から丸山金融庁審議官等が、欧州委員会からはデルソー域内市場総局F局長等がそれぞれ出席しました。
2. まず金融庁からは、本年3月末からのバーゼルⅡの実施に向けた準備作業や昨年成立した金融商品取引法の主な内容や実施の詳細スケジュールなどについて説明しました。
3. 欧州委員会からは、本年11月に施行予定の金融商品市場指令（MiFID）の導入に向けた、技術的な実行措置や進展状況について説明がありました。また、投資ファンドにおける費用対効果と投資家保護に関する最新の検討状況についての説明もありました。さらに、信用格付け機関に関しては、現時点では、現行のEUの法的枠組みで十分であり、同委員会は、欧州証券規制当局委員会（CESR）と協力しながら、格付け機関がIOSCO（証券監督者国際機構）の規範を遵守しているかを監視していくとの考えを示しました。
4. また、協議では、最近注目が高まっているヘッジファンドや先進的な金融手法の出現等も含めて、これらが近年、金融システムの効率化に大いに寄与してきたこと、ヘッジファンド産業及び商品が著しく拡大する中で、一層の警戒と注意が必要との見解で一致しました。金融庁は、2006年に行った日本のヘッジファンドに関する第二回調査結果（2007年3月15日公表）について説明しました。
5. 以上の他、①欧州委員会が2007年7月に指令を採用することとしているソルベンシーⅡ、及び②高度化された財務情報の開示手段であり、現在金融庁が導入に向けて取り組みを行っているXBRL（eXtensible Business Reporting Language）について、双方から取り組み状況等の説明及び意見交換がなされました。

なお、協議の翌日、日EU双方の合意に基づき、会議の概要を示すプレスリリースが公表されています。プレスリリース内容については、金融庁ホームページの「報道発表資料」から『[日EU金融ハイレベル協議について](#)』（平成19年3月27日）にアクセスしてください。

※ 次回の協議は、ブリュッセルで開催される予定です（時期未定）。

## 第2回日EU会計基準・監査の動向に関する モニタリング会合とその背景について

第2回 日EU会計基準・監査の動向に関するモニタリング会合が、2007年3月23日及び26日に東京で開催されました。本稿では、その背景となる、欧州連合（EU）による会計基準の同等性評価及び監査の同等性評価について御紹介します。

### I. 欧州連合（EU）による会計基準の同等性評価について

#### 1. 概要

EUでは、発行開示にかかる「目論見書指令」（2003年12月採択）及び継続開示にかかる「透明性指令」（2004年12月採択）により、EU市場に上場する域内企業について、2005年1月からIFRS（国際会計基準）の使用が義務付けられています。

EU市場に上場する第三国企業についても、国際会計基準又はこれと「同等」の基準の使用が義務づけられる予定であり、欧州委員会（EC）は、これまで日米加等の会計基準に対する同等性評価の作業を進めてきています。ECは、当初2007年1月からの適用開始を予定していましたが、2006年12月、国際的なコンバージェンスが進展していること等を踏まえ、適用開始を2年間延期するとともに、同等性評価を2008年6月までに実施することを決定したところです。

#### 2. EUによる会計基準の同等性評価を巡る最近の動向

EUによる会計基準の同等性評価を巡る最近の動向は、以下の通りです。

- 2005年7月：欧州証券規制当局委員会（CESR）が、会計基準の同等性評価に関する「技術的助言」を公表。日本基準については、全体として同等としつつも、26項目の差異を指摘。
- 2006年4月：ECが同等性評価の2年間延期を提案。
- 2006年7月：企業会計審議会・企画調整部会が、意見書「会計基準のコンバージェンスに向けて」を公表。
- 2006年10月：企業会計基準委員会（ASBJ）が、「我が国会計基準の開発に関するプロジェクト計画について—EUによる同等性評価等を視野に入れたコンバージェンスへの取組み—」を公表。
- 2006年11月：金融庁は、ECと、第1回会計基準・監査の動向に関するモニタリング会合を開催。
- 2006年12月：ECが、同等性評価の2年間延期を決定。
- 2007年3月：第2回会計基準・監査の動向に関するモニタリング会合を開催。

#### 3. 今後のスケジュール

EUによる会計基準の同等性評価にかかる今後の具体的なスケジュールは以下のとおりです。

- 2007年4月まで… ECは、日米加等の会計基準について、当該国の会計基準当局による作業工程表に関する最初の報告書を策定し、欧州証券委員会と欧州議会に報告
- 2007年5月まで… CESRは、同等性の評価メカニズムに関し、欧州委員会に助言
- 2008年1月まで… ECは、同等性の定義及び評価メカニズム決定
- 2008年4月まで… ECによる欧州証券委員会と欧州議会に対する最終報告
- 2008年6月まで… ECは、同等性評価決定
- 2009年1月から… 国際会計基準又は同等の基準の適用開始

### II. 欧州連合（EU）における監査の同等性評価について

#### 1. 概要

EUでは、2006年6月に法定監査指令が採択されました。同指令は、2008年6月末以降、EU域内において監査人が法定監査を実施するための要件を定めています。具体的には、監査人としての資質要件、監査に当たって監査人が遵守すべき監査基準及び独立性規則、監査事務所による開示義務、当局による検査・監督などが定められています。

他方、EU市場に上場する第三国企業を監査する第三国の監査事務所等についても、①EU加盟国当局に登録した上で、当該当局による監督に服すること、または、②第三国において、EU指令で定

められているものと「同等」な監督に服することが定められており、欧州委員会(EC)は、現在、同等性評価の作業を進めています。

なお、各EU加盟国は、2008年6月末までに同指令で定められている要件を法制化することが求められています。

## 2. EUによる監査に関する同等性評価を巡る最近の動向

EUによる監査に関する同等性評価を巡る最近の動向は、以下の通りです。

- 2004年3月：ECが法定監査指令案公表
- 2006年6月：ECが法定監査指令採択
- 2007年1月：ECが法定監査指令45-47条の実施細則に関する協議資料公表。
- 2007年3月：我が国から、上記協議に対し、コメント・レターを送付。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から、[「第2回日EU会計基準・監査の動向に関するモニタリング会合について」\(平成19年3月27日\)](#) にアクセスしてください。

## 中学・高校生向け副教材「わたしたちの生活と金融の働き」 の改訂について

金融庁では、平成19年3月26日に、中学・高校生向け副教材「わたしたちの生活と金融の働き」を改訂・公表するとともに、全国の中学校・高等学校に配布しました。

今回の改訂では、中学生向けと高校生向けに分け、中学生向けは図説パンフレットを、高校生向けはパソコンソフトを作成しました。また、前回改訂(平成16年11月)以降の金融経済情勢の変化や金融制度の改正を踏まえて内容の見直しを行っており、特に多重債務問題の深刻化を踏まえ、生活設計に関する記述を拡充しています。さらに、授業の展開例等を記した教師用指導マニュアルを作成しました。

### (副教材の内容)

#### 1. 中学生向け図説パンフレット

第1章では、おこづかい帳の記入を通じてお金がどのように流れていくかを調べることから始まり、「家計」「企業」「政府」の3つの経済主体の役割について学んでいきます。

第2章では身近な家族が働いている企業の役割について学びます。お金の流れを通じて株式会社について学び、株式市場のしくみの理解に発展させていきます。

第3章では預金通帳を確認することを通じて、金融とはお金に余裕のある者からお金を必要としている者に融通することであることを学びます。

第4章では生活設計と金融の役割について理解し、多重債務に陥らないための注意点を学びます。また、お金をめぐるトラブルにあった場合の対応策の一環として、クーリング・オフ制度について学びます。

教師用指導マニュアルでは、「収入と支出のバランス」、「会社をつくる」、「金融の役割」、「多重債務問題」、「お金をめぐるトラブル」の5つのテーマについて授業の展開例を示しています。



## 2. 高校生向けパソコンソフト

第1章「社会経済の発展を支える企業」、第2章「企業の活力に不可欠な金融」、第3章「暮らしと金融」の3章からなっています。

第1章では企業の役割、会社の種類、企業の社会的責任について学びます。第2章では金融の仕組み、株式や社債、証券市場、金融機関と金利、日本銀行の役割について学びます。第3章では生活設計、金融商品、多重債務などの金融をめぐるトラブルについて学びます。

今回の教材の特徴として、各章各節の終わりにまとめのページを設けプリントアウトできるようにしました。また、各節の終わりに、初級、中級、上級の3段階のクイズを準備し、生徒に興味を持たせ知識の定着を図るよう工夫しました。特に多重債務問題に関しては、上記のクイズとは別に、基本的事項についての〇×クイズを設けました。簡単な質問を次々に解いていくことで、社会に出てから困らない最低限の知識を身に付けることができるよう工夫しています。さらに高度な知識を身に付けたい方には、クリック操作により発展学習が可能となつくりとしています。

教師用指導マニュアルでは、各章各節ごとに授業の展開例を示しています。



本教材は中学校・高等学校の学習指導要領に対応しています。金融庁ホームページの「[おしえて金融庁・中学生・高校生のみなさんへ](#)」に掲載していますので、ダウンロードしてお使いいただくことができます。また、中学生向け図説パンフレットについては、本年度において増刷を予定しており、5月31日までFAXにて追加要望を受け付けています。

金融庁としては、今後とも、学校における金融経済教育の一層の推進に努めていく所存です。全国の中学校・高等学校におかれましては、是非ご活用いただき、生徒の金融経済に関する知識の向上に役立てていただければと考えております。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「[報道発表資料](#)」から「[中学・高校生向け副教材「わたしたちの生活と金融の動き」の改訂について](#)」（平成19年3月26日）または、金融庁ホームページ・トップページの「[おしえて金融庁・中学生・高校生のみなさんへ](#)」にアクセスしてください。

## 「利用者満足度アンケート」の取りまとめ結果の公表について

### 1. はじめに

金融庁では、「金融商品・サービスの利用者の満足度の高い金融システム」の実現に向け、平成16年12月に策定した「[金融改革プログラム](#)」等に基づき、様々な施策に取り組んでいます。

これを受け、金融庁では、利用者の金融商品・サービスに対するこの1年間の満足度の変化を業態ごとに把握し、今後の金融行政の参考とするため「利用者満足度アンケート」を調査会社に委託の上で実施し、その結果を公表しました（17年度に引き続き今回が2回目）。

（参考）金融庁が平成16年12月末に策定・公表した「[金融改革プログラム](#)」に、「国民の金融商品・サービスに対する満足度が向上しているか等をモニターする」と記載されており、また、17年3月に公表した「[工程表](#)」には、「利用者満足度調査を実施し、その結果を公表」する旨が盛り込まれています。

### 2. 概要

#### （1）調査実施の概要

- ① 調査機関：(株)日経リサーチに調査委託  
※ 17年度は、金融庁自らが金融庁・財務局のホームページを通じて実施
- ② 調査方法：ネットモニターに対して調査委託会社ホームページ上にて実施
- ③ 回答者数：4,371人（17年度は574人）

## (2) 調査結果の概要

### ① 現在の総合的な満足度

預金取扱金融機関の「満足」の比率は 23.7%、証券会社等は 18.1%、保険会社は 13.4%、貸金業者は 1.6%でした。

一方、「不満」の比率は、預金取扱金融機関は 30.9%、証券会社等は 10.1%、保険会社は 21.6%、貸金業者は 11.3%でした。

また、「どちらとも言えない」の比率は、預金取扱金融機関は 43.7%、証券会社等は 30.2%、保険会社は 45.2%、貸金業者は 16.6%でした。

	「満足」の比率	「不満」の比率	「どちらとも言えない」の比率
預金取扱金融機関	23.7%	30.9%	43.7%
証券会社等	18.1%	10.1%	30.2%
保険会社	13.4%	21.6%	45.2%
貸金業者	1.6%	11.3%	16.6%

(注)「満足」には「どちらかと言えば満足」を含み、「不満」には「どちらかと言えば不満」を含む。

### ② 1年前と比較した総合的な満足度の変化

預金取扱金融機関の満足度が「向上した」比率は、17.0%、証券会社等は 14.3%、保険会社は 9.6%、貸金業者は 2.5%でした。

一方、「低下した」比率は、預金取扱金融機関は 18.6%、証券会社等は 6.9%、保険会社は 15.0%、貸金業者は 8.2%でした。

なお、「どちらとも言えない」比率は、預金取扱金融機関は 62.7%、証券会社等は 36.9%、保険会社は 55.3%、貸金業者は 18.5%であり、「利用しないので分からない」比率は、預金取扱金融機関は 1.6%、証券会社等は 41.8%、保険会社は 20.1%、貸金業者は 70.9%でした。

	「向上した」の比率	「低下した」の比率	「どちらとも言えない」の回答	「利用しないので分からない」の回答
預金取扱金融機関	17.0%	18.6%	62.7%	1.6%
証券会社等	14.3%	6.9%	36.9%	41.8%
保険会社	9.6%	15.0%	55.3%	20.1%
貸金業者	2.5%	8.2%	18.5%	70.9%

(注)「向上した」とは、「かなり向上した」と「どちらかと言えば向上した」の合計であり、「低下した」とは、「どちらかと言えば低下した」と「かなり低下した」の合計である。

## 3. 今後の対応

金融庁としては、今回の調査によって、国民の皆様から金融商品・サービスに対する貴重なご意見を伺えたと認識しており、こうしたご意見も参考にしながら、利用者の満足度の向上に向けて、引き続き真摯に取り組んでまいります。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から、[「利用者満足度アンケート」の取りまとめ結果の公表について \(平成 19 年 3 月 22 日\)](#) にアクセスしてください。

## ヘッジファンド調査(2006)の結果の公表について

金融庁では、平成17年に初めてヘッジファンドの実態調査を行い、平成17年3月末時点の国内金融機関によるヘッジファンドへの投資状況、過去5年間に亘る設定及び販売状況を調査し、その報告書を「[ヘッジファンド調査の概要とヘッジファンドをめぐる論点](#)」として平成17年12月13日に公表しました。

その後、ヘッジファンドに対する国内外の規制当局者や業界関係者からの反応が引き続き高いことなどから、今般、前回の報告書をアップデートする目的で、平成18年3月末を基準に実態調査を実施し、平成19年3月15日に公表しております。

1. 今回の調査時におけるヘッジファンドの定義は、前回と同様に、①レバレッジの活用、②成功報酬の徴収、③ヘッジファンド戦略の三要素を有するファンドとし、当庁所管の金融機関1,252社に対して、任意で回答を求めました。
2. その結果、投資については、平成18年3月末現在、国内の348の金融機関が約7.4兆円のヘッジファンドを保有し、前年末実績の約6.1兆円からは約22%の増加となっております。その傾向としては、引き続き幅広い金融機関がヘッジファンドに投資し、業態別の投資残高割合で見ると、保険会社が26%、信託銀行が15%、都市銀行等24%、地方銀行15%、その他(系統金融機関を含む。)が20%となっています。
3. 販売については、国内の101の金融機関が、調査対象期間中(平成17年4月1日～平成18年3月31日)、金融法人、事業法人、個人等に対し、約3.0兆円のヘッジファンドを販売しており、前年度の2.1兆円からは、約40%の伸びとなっています。その傾向としては、個人に対する販売額が拡大し、その割合は2割に達しております。また、引き続き、国内で販売される5割強のヘッジファンドは、ケイマン諸島を中心とする外国籍のファンドとなっています。
4. 今回の調査結果の取りまとめでは、我が国のヘッジファンドへの対応についても言及しております。金融庁としては、ヘッジファンドのみに特化した規制・監督を行っておりませんが、①投資家保護、②市場の公正性・透明性の確保、③システムック・リスクの回避、といった観点から、その動向を注視しています。また、海外当局との継続的な情報交換や意見交換を積極的かつ継続的に行っているほか、IOSCO(証券監督者国際機構)などの国際会議の場における議論にも参加しています。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から「[ヘッジファンド調査\(2006\)の結果の公表について](#)」(平成19年3月15日)にアクセスしてください。

## 金融検査マニュアルの改訂について

### 1. はじめに

金融庁は、平成19年2月16日、「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」(以下「金融検査マニュアル」という)を改訂し、[検査局長通達として発出しました\(平成19年2月16日金検第79号\)](#)。

金融検査マニュアルの改訂は、平成11年7月1日の策定以降、数回にわたって行われてきたところですが、今回の改訂は、全体構成の再編、項目の新設を含めた全面的なものとなっています。今回の改訂の主な特色としては、バーゼルⅡへの対応に加え、金融機関の態勢面について、経営陣の主体的関与による内部管理態勢の構築の重視、顧客保護等管理態勢の新設が挙げられます。

以下、本コーナーにおいては、改訂金融検査マニュアルの概要等について説明します。なお、今回の改訂に関する皆様の理解の向上に資することを目的として、[『「改訂金融検査マニュアルに関するよくあるご質問\(FAQ\)」について』](#)を本年4月6日に公表していますので、本コーナーの概要説明

と合わせてご活用ください。

## 2. 金融検査マニュアル改訂の経緯

金融検査マニュアルについては、平成 19 年 3 月期から実施されるバーゼルⅡへの対応が必要であったことに加え、策定後 7 年が経過し、その間の様々な環境変化に応じた対応が必要と考えられていました。そこで、平成 18 年 10 月 30 日から、民間の実務家や学者を含めた検討会を金融庁検査局内に設置し、8 回にわたる議論を行い（詳細については、[検討会議事要旨](#)をご参照ください。）、また、同時に、金融検査評定制度の一部改正（P18 参照）についても検討を進めました。同検討会での議論を踏まえ、バーゼルⅡ対応部分については、平成 18 年 11 月 16 日に、残りの部分についても同年 12 月 26 日に改訂案を公表し、広く意見を募集しました。そして、平成 19 年 2 月 16 日、寄せられたご意見を踏まえ、改訂金融検査マニュアルを公表し、検査局長通達として発出しました。

なお、本通達は、平成 19 年 4 月 1 日から施行し、同日以降を検査実施日とする検査について適用することとしています（ただし、資産査定、償却・引当等、決算処理を伴う項目については、平成 19 年 3 月期の決算処理から適用します）。

## 3. 共通フォーマット

今回の改訂が大幅なものとなった理由の一つとして、各態勢共通のフォーマットを作り、旧マニュアルに記載されている内容もこれに従って整理したことが挙げられます。

金融検査評定制度の評定段階が「経営陣による態勢構築」により定義されていることにも現れているように、内部管理態勢の構築に当たっては経営陣の役割・責任が肝要であることから、共通のフォーマットでは「経営管理（ガバナンス）態勢」以外について、基本的に「Ⅰ．経営陣による態勢整備・確立状況」「Ⅱ．管理者による態勢整備・確立状況」「Ⅲ．個別の問題点」の三部から構成することにより、経営陣が果たすべき役割・責任を明確にしました。

さらに、管理方針や組織体制・規程を整備することとどまらず、既存の態勢を常に改善していく動的プロセスとしての内部管理態勢を重視しています。

具体的にいうと、経営陣が①方針の策定（Plan）、②規程・組織体制の整備（Do）、③評価（Check）・改善（Action）をそれぞれ適切に行っているか、言い換えれば、いわゆる PDCA サイクルが有効に機能しているかという観点から、検証項目を整理しています。

そして、「Ⅱ」「Ⅲ」の検証において問題点の発生が認められた場合には、この PDCA サイクルのどの部分が有効に機能していなかったために問題点の発生につながったかを漏れなく検証することとしているほか、検査官が検査を通じて認識した弱点・問題点を経営陣が認識していないということであれば、特に、態勢が有効に機能していない可能性を含めた検証を行うこととしています。

なお、「金融検査評定制度」の改訂では、評価（Check）・改善（Action）が有効に機能し、好循環が見られる場合には、評定を行う上でのプラス要素として勘案することとしています。

## 4. 規模・特性、リスク・プロファイルに見合ったリスク管理態勢

金融検査マニュアル全体にわたることですが、マニュアルの冒頭の「留意事項」において、適用に当たっては、「金融機関の規模や特性を十分踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある」「字義どおりの対応が金融機関においてなされていない場合であっても、金融機関の業務の健全性及び適切性の確保の観点からみて、金融機関の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは金融機関の規模や特性に応じた十分なものである、と認められるのであれば、不適切とするものではない」としています。たとえば、各態勢のチェックリストでは、「管理部門」についての記述が多くなされていますが、これらが設置されていない場合、当該金融機関の規模・特性を踏まえ、管理部門として必要な機能を十分に発揮することができ、相互牽制が機能するような組織体制となっているかを検証することとなります。

また、各リスク管理態勢の検証ポイントにおいては、各金融機関の戦略目標、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合ったリスク管理態勢の整備ということを強調しています。特に、自らの業務等に合わない複雑・高度なリスク計測・分析手法は不必要であるということとどまらず、不適切ですらありうることに留意すべきことが記載されています。

## 5. 各態勢の確認検査用チェックリストの内容

今般の改訂により検証項目が再編・整理され7項目から10項目となりましたが（<図表>改訂金融検査マニュアルの項目をご参照ください。）、各管理態勢については、次のような主なチェック項目を検証することとしています。

### (1) 経営管理（ガバナンス）態勢—基本的要素—の確認検査用チェックリスト

- ①代表取締役、取締役及び取締役会による経営管理（ガバナンス）態勢、②内部監査態勢、③監査役による監査態勢、④外部監査態勢、の基本的要素が適切に発揮され、当該金融機関の経営管理（ガバナンス）が全体として有効に機能しているか。

### (2) 法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト

- 金融機関の業務の全般にわたり法令等遵守態勢が有効に機能しているか。
- 本人確認業務、疑わしい取引、反社会的勢力、法令等違反行為等に対応するための態勢が有効に機能しているか。

### (3) 顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト

- 顧客に対する説明が適切かつ十分に行われること、顧客からの相談・苦情等への対処が適切に処理されること、顧客の情報が漏洩防止の観点から適切に管理されること、業務の外部委託時の業務遂行の的確性及び顧客情報の適切な管理、等を確保するための態勢が有効に機能しているか。
- 個人情報保護、銀行代理業者の監督、プライベート・バンキングにおける利益相反回避等の態勢が有効に機能しているか。

### (4) 統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

- 金融機関の業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った適切な統合的リスク管理態勢が有効に機能しているか。
- 金融機関の直面するリスクを統合的に特定・評価・モニタリング・コントロールするリスク管理プロセスが有効に機能しているか。
- 各リスクを統一的な尺度で定量的に計測する「統合リスク計測手法」を採用している場合には、計測態勢が適切に運営されているか。

### (5) 自己資本管理態勢の確認検査用チェックリスト

- 自己資本比率の算定が正確に行われる態勢が有効に機能しているか。
- 自己資本充実度の評価が適切に行われる態勢が有効に機能しているか。

### (6) 信用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

- 与信審査、与信管理、問題債権管理等の機能が適切に発揮される態勢が有効に機能しているか。
- 信用リスク量を統一的な尺度で定量的に計測する「信用リスク計測手法」を採用している場合には、計測態勢が適切に運営されているか。

### (7) 資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト

- 自己査定が正確に行われる態勢が有効に機能しているか。
- 償却・引当が適切に行われる態勢が有効に機能しているか。

### (8) 市場リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

- バンキング、トレーディング勘定双方について、金融機関の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った適切な市場リスク計測・分析手法を用い、市場リスクが適切に計測・分析される態勢が有効に機能しているか。
- 市場リスク量を統一的な尺度で定量的に計測する「市場リスク計測手法」を採用している場合には、計測態勢が適切に運営されているか。

### (9) 流動性リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

- 資金繰りリスクと市場流動性リスクの双方の流動性リスクについて管理する態勢が有効に機能しているか。

#### (10) オペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

- ・ オペレーショナル・リスクを金融機関全体として総合的に管理する態勢が有効に機能しているか。
- ・ 各種オペレーショナル・リスクを統一的な尺度で定量的に計測している場合には、計測態勢が適切に運営されているか。
- ・ 「事務リスク」「システムリスク」「その他オペリスク」それぞれの管理態勢が有効に機能しているか。

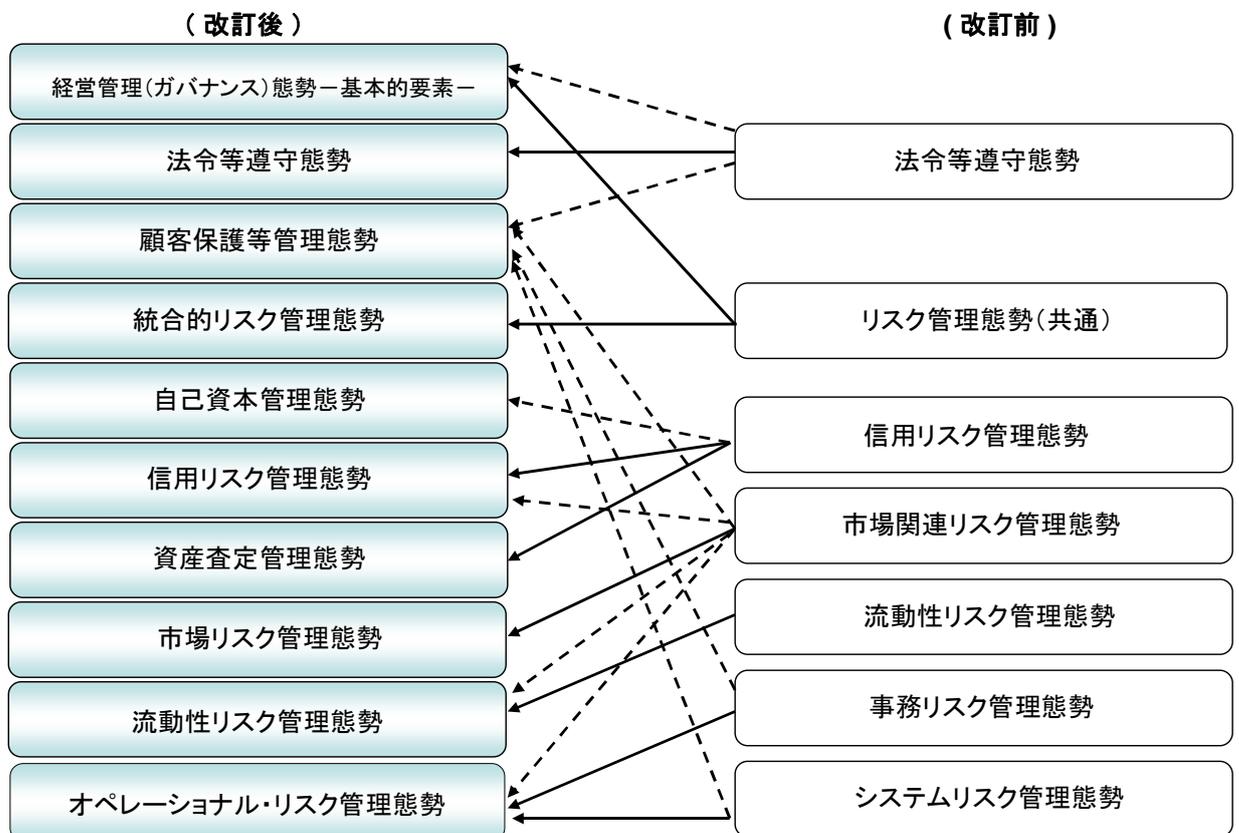
### 6. 終わりに

金融検査マニュアルは、あくまでも検査官が金融機関を検査する際に用いる手引書として位置づけられるものであり、各金融機関においては、自己責任原則のもと、金融検査マニュアルを踏まえ、創意・工夫を十分に生かし、それぞれの規模・特性に応じた対応がなされることが期待されます。

また、金融検査マニュアルの各検証項目やこれを踏まえた問題意識を金融機関と共有することによって、金融行政の透明性の向上に資するとともに、検査における金融機関と検査官の双方向の議論が充実し、より効率的かつ実効的な検査となることで、金融機関の内部管理態勢がより一層充実した適切なものとなっていくことが期待されます。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」または「パブリックコメント」から、[『「バゼルⅡ適用開始後における金融検査について」に対するパブリックコメントの結果について』\(平成 18 年 12 月 26 日\)](#) 及び [『「金融検査マニュアル\(預金等受入金融機関に係る検査マニュアル\)の改訂について」に対するパブリックコメントの結果について』\(平成 19 年 2 月 16 日\)](#)、[『「改訂金融検査マニュアルに関するよくあるご質問\(FAQ\)」について』\(平成 19 年 4 月 6 日\)](#) にアクセスしてください。

＜図表＞ 改訂金融検査マニュアルの項目



## 「金融検査評定制度」の一部改正及び 「金融検査評定制度に関する Q&A」について

金融庁では、「金融検査マニュアル」の改訂に伴い、[「金融検査評定制度」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果について](#)（2月16日）及び[「金融検査評定制度に関する Q&A」](#)（3月30日）を公表しましたので、以下にその概要を説明致します。

1. 金融検査評定制度（以下「評定制度」という。）については、[平成17年7月に制度を導入](#)した後、12月までの試行準備期間を経て、平成18年1月より試行を開始しました。
2. 評定制度は、金融検査マニュアル（以下「検査マニュアル」という。）に則った検査を行った上で、その結果に対して段階評価を行うものです。そのため、今回[検査マニュアルが改訂（平成19年2月16日）](#)されたことに伴い、[評定制度も一部改正](#)を行い、平成19年4月1日から施行することとしました。
3. 主な改正点は、以下のとおりです。

検査マニュアルの項目が10項目となることに伴い、評定項目もそれに合わせて9項目から10項目としました。また、今回改訂された検査マニュアルにおいては、経営陣等が方針の策定、規程・組織体制の整備にとどまらず、自らの態勢の弱点・問題点について評価・改善活動を適切に行っているかといったいわゆる“PDCAサイクル”の観点から、内部管理態勢が有効に機能しているかどうかを検証することが明確化されたところです。評定制度においても、こうした趣旨にかんがみ、評定に当たっては、経営陣による管理態勢の整備・確立状況、管理者による管理態勢の整備・確立状況について、方針の策定（Plan）、内部規程・組織体制の整備（Do）、評価（Check）・改善活動（Action）といった一連のプロセスのどこに問題があったのかを意識して評価を行うことを、評定における【基本的留意点】の中で明確化しました。
4. 改正前の「評定段階及び着眼点（例）」については、できるだけ検査マニュアルに融合させることにより再整理して「評定段階及び留意点等」とし、各評定項目ごとの「評定における留意点等」においては、各項目に共通する基本的留意点を冒頭に記載し、プラス要素、マイナス要素、その他留意点の順で記載しています。
5. 平成19年4月1日以降は「評定段階及び留意点等」に基づき評定制度を運営していくこととなりますが、これまでの評定目線と基本的に変わるわけではありません。
6. 試行期間中の検査等での議論において、評定段階の基準や規模・特性の考え方などについて、もっと具体的に示してほしいといった意見や、検査マニュアルの改訂や評定制度の一部改正を踏まえてどのように検証し評価を行うのかといった疑問点等が検査官・金融機関の双方より寄せられていたこと等を踏まえ、より具体的な内容を盛り込むことで当該制度に対する金融機関を含む関係者の理解の一層の向上に資すること等を目的として、[「金融検査評定制度に関する Q&A」](#)を作成しました。
7. 今後も、評定制度の趣旨を踏まえ、金融検査マニュアルに基づく検査とその結果としての評定が適切に実施されるよう、引き続き研修等を通じ、財務局を含む検査部局職員への徹底を図っていきたいと考えています。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から[「金融検査評定制度の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果について](#)（平成19年2月16日）、[「金融検査評定制度に関する Q&A」](#)（平成19年3月30日）にアクセスしてください。

## 第1回監査監督機関国際フォーラム(東京会合)について

去る3月22日から23日に、第1回監査監督機関国際フォーラム (IFIAR, International Forum of Independent Audit Regulators) が我が国の主催で東京において開催されました。以下、IFIAR の概要について紹介します。

### 1. 設立の経緯

平成13年以降、欧米市場における巨額の会計事件を契機として、監査監督体制の強化を通じて、市場の信頼性を高めようという国際的な流れから、主要国で監査監督機関が相次いで設立されました。そのような動きの中で、金融安定化フォーラム (FSF) が設立間もない各国の監査監督機関に機関間の情報交換を目的とした国際会議の開催を呼びかけ、平成16年9月にワシントンで行われたのが、IFIAR の前身ともいえるべき監査人監督機関代表者会議 (Meeting of Heads of Auditor Oversight) です。当初参加したのは我が国をはじめとする9カ国の監査監督機関及び3国際機関であり、主として各国における現状等について情報・意見交換を行いました。

第2回目以降は、監査監督機関円卓会議 (Roundtable of Independent Audit Regulators) と名称を変え、半年に1度開催されてきています。その間、高品質な監査の重要性に鑑み、監査監督機関相互の協力体制を強化するための国際フォーラム設立の必要性が高まりました。そして、平成18年9月のパリ会議で、IFIAR の設立が正式に承認されました。

### 2. IFIAR 東京会合の概要

IFIAR 設立後、初の会合となった東京会合には、日、米、加、豪及び欧の主要国等をはじめとする22カ国の監査専門職から独立している監査監督機関がメンバーとして、また6国際機関がオブザーバーとして参加し、平成16年に上記の前身の会議が発足して以来過去最大規模のものとなりました。

今回の東京会合では、各国における活動状況についての報告に加え、監査の品質を促進する要素、監査規制機関間における情報交換、監査サービス市場が集中化している場合における高品質監査の利用可能性等、各国監査監督機関に共通する様々なテーマに基づき活発な意見交換が行われました。また、かねてから主要テーマの1つとなっている監査検査の手法及び経験に関する共有については、本年5月末にオランダでワークショップが開かれることとなりました。

今回の東京会合では、今後のIFIARの活動に向けた基盤固めがなされました。各国の監査監督機関の組織及び権限などは様々ですが、IFIARを通じ、監査監督に係る経験の共有及び意見交換等を行うことで、今後監督機関間の協力関係の構築・強化が図られ、国際的に監査の品質向上に資することが期待されています。

※ 詳しくは、金融庁ホームページ内・公認会計士・監査審査会の「その他の情報」から、[「第1回監査監督機関国際フォーラム\(東京会議\)について」\(平成19年3月29日\)](#) にアクセスしてください。

## 中小規模監査事務所の監査の品質管理の公表について

[公認会計士・監査審査会](#) (以下「審査会」という。) は、中小規模監査法人及び個人事務所においては、限られた人的資源の中で、適切な業務管理体制を構築・運用することが喫緊の課題であり、中小規模監査事務所に早急な体制整備を促すことが必要であると考えたことから、審査会がこれまでに実施した審査・検査事例を取りまとめたものを、[「中小規模監査事務所の監査の品質管理について」](#)として、平成19年3月16日、公表いたしました。

## 1. 報告書の対象事務所

今回公表した報告書では、平成16年4月の審査会発足以来平成19年2月末までに審査・検査を実施した、4大監査法人を除く、中小規模監査事務所（17 中規模監査法人、88 小規模監査法人、128 個人事務所（公認会計士））を対象とし、それらの審査・検査事例を取りまとめております。

（注）中規模監査法人とは、4大監査法人に次ぐ規模の20監査法人、小規模監査法人とはそれら以外の監査法人を指す。（平成17年3月末現在）

## 2. 中小規模監査事務所に共通する問題点

本報告書では、中小規模監査事務所の問題点を幅広く記載していますが、共通する問題点として、以下のものを記載しています。

### （1）中小規模監査法人の監査の品質管理

#### ①業務管理体制

本部組織の整備の遅れなど業務管理上の問題がみられており、法人の最高経営責任者等のリーダーシップの下に、適切な業務管理体制を構築・運用していくことが喫緊の課題となっています。

#### ②監査体制及び審査体制

法人に所属する公認会計士が少数のため、大規模会社に対する組織的な監査体制及び審査体制を構築することが困難な状況であり、また、監査業務の審査の実施に不十分である点が認められました。

#### ③監査の品質管理に対する意識

法人の最高経営責任者や個々の監査業務を行う監査実施者において監査の品質管理に対する意識が薄い者がみられました。

### （2）個人事務所の監査の品質管理

個人事務所の業務内容をみると、監査業務を主体とするものが3割に満たず、税務業務等を主体とするものが多くなっています。監査体制及び審査体制については、中小規模監査法人以上に、それらの体制の構築・運用が困難になっている状況等がみられました。また、監査業務以外の業務が主体であるために、監査の品質管理の改善に取り組む意識が薄いとされる事務所もみられました。

### （3）被監査会社側の問題点

被監査会社側の問題としては、小規模監査法人及び個人事務所が大規模会社の監査を実施する場合に、監査人に対し不適切な対応を行っていることが認められており、財務諸表等の作成者としての責務を改めて認識する必要があります。

（注）本報告書に記載する問題点は、検査において検査官が検証した範囲及び検査時点で認められたものであり、すべての中小規模監査事務所の業務管理体制に不備があるとするわけではないこと、各監査事務所が行う監査意見の表明そのものが直ちに不適切であるとするものではないこと、また、指摘していない事項はすべて適切であることを意味するものではないことに留意する必要があります。

## 3. おわりに

審査会としましては、これまでに審査・検査の対象とならなかった監査事務所においても、今回の報告書の内容を踏まえて、監査の品質管理の向上に一層努められることを期待しています。

また、今後審査会においても、審査及び検査を通じて、監査事務所による監査業務の品質管理の整備・改善状況等を検証し、また、日本公認会計士協会が行う品質管理レビューの機能の一層の向上を図るため、品質管理レビューの実施状況等について検証し、必要に応じて提言を行い、我が国の監査業務全体の質の確保・向上に努めていきたいと思っております。

※ なお、詳細につきましては、金融庁ホームページ内・公認会計士・監査審査会の「品質管理レビューの審査・検査」から、[「中小規模監査事務所の監査の品質管理について」の公表について](#)（平成19年3月16日）にアクセスして下さい。

## 金融行政体験制度（インターンシップ）について

金融庁では、金融行政に関心を持つ学生の皆さんに対して、実践的な就業体験の機会を提供することで、学習意欲の喚起、職業意識の涵養及び金融行政についての理解の増進を図ることを目的として、平成 18 年度から「金融行政体験制度（インターンシップ）」を導入し、以下のとおり実施しました。

記

### 1. 実習生

本邦に所在する大学又は大学院（以下「大学等」という。）の学生のうち、学生が在籍する大学等から推薦された学生（日本国籍を有する者に限る）について面接を行い、4名の実習生を受け入れました。

### 2. 受入部署・期間等

平成 19 年 1 月から 3 月までの間の 2 週間とし、総務企画局総務課審判手続室、総務企画局政策課広報室、総務企画局企画課において、受け入れを行ないました。

### 【参 考】

金融庁「金融行政体験制度」の概要

- (1) 実習時間は、原則として、月曜日から金曜日までの午前 9 時 30 分から午後 6 時 15 分までとする。
- (2) 金融庁は、実習生を非常勤の国家公務員として採用することとし、服務規律の遵守にかかる「誓約書」の提出を受ける。
- (3) 金融庁は、実習生ごとに実習指導官を置き、きめ細かく実習生の指導、監督、助言等に当たらせる。
- (4) 実習生は、実習の成果として論文等を発表する場合は、事前に金融庁の承認を受ける。
- (5) 実習生は実習終了後、実習内容に関する報告書を作成し、金融庁に提出する。

### 『お知らせ（今年度の予定について）』

本制度については、今年度（平成 19 年度）も、引き続き実施していくことを予定しています。

受入課室、期間、内容等の詳細については、現在検討中であり、応募方法等を含めて、別途お知らせしますが、向上心、探究心、チャレンジ精神の旺盛な学生の皆さんの、積極的なご応募をお待ちしています。

今回、金融行政体験制度（インターンシップ）に参加された4名の実習生に、以下のアンケート項目について回答していただきました（五十音順、実習時の学年で掲載）。

**【アンケート項目】**

- ① 「金融庁」のインターン制度に応募した動機は何ですか。
- ② あなたが持っていた「金融庁」のイメージはどういうものでしたか。
- ③ あなたが行った実務体験とその感想をお書きください。
- ④ 実務体験を終えて、あなたの「金融庁」のイメージはどうになりましたか。
- ⑤ このようなインターン制度について、あなたのご意見・ご感想をお書きください。

**総務企画局政策課広報室**

**金井 香澄さん**

**（中央大学法学部 2年）**



- ① 日々動く金融経済社会の中で、刺激を受けながら職場体験をすることで、職場の雰囲気を知るとともに、職員の方々の視野の広さや考え方、その場に応じた対応力を体感することが目的でした。そして、今後の自身の課題として、今の時点で足りない経験や能力、視野を特定したいと考え、応募しました。
- ② 近頃、毎日のように紙面を賑わせている事柄に関連している機関で、公正な市場運営の担い手として、金融庁の動向は市場関係者にとって注目の的です。このことから、金融庁では、生きた経済の動きの中で毎日刺激を受けながら仕事をしているイメージでした。
- ③ 各種資料作成から、記者レクや大臣・長官会見の見学、大臣インタビュー同席など、金融庁でインターンシップをするからこそ出来るたくさんの貴重な体験をさせていただきました。全てが初めての経験で、わくわくする毎日でした。また、実務者の方々とお話し、積極的に教えていただける日々は、様々な点で非常に学ぶところの多い機会でした。
- ④ 基本的には、インターンシップを経験する前のイメージ（問2）とあまり変わりはありません。加えて、外から見ると監督や検査の印象が強いが、金融庁内部には様々な役割を持った部署が、部署内・外にまたがって相互に協力し、報告・連絡・相談をしながら金融庁という組織の考え、決定として外部に表わしていることを実感しました。
- ⑤ 学生にとって、とても有益な経験が得られる貴重な制度だと思います。私の受け入れ先の方々はとても親切で、ただでさえ忙しい普段の仕事に加えて私の面倒まで見てくださり、毎日様々な場所に同行させていただきました。そのおかげで多くの経験をし、多くの方々とお話しすることが出来ました。今回のインターンの中で、未知の分野・視野を知り、興味を深め、さらに広げるきっかけをつくることが出来ました。お世話になったの方々には感謝の気持ちでいっぱいです。貴重な経験をありがとうございました。

**総務企画局総務課審判手続室**  
**野崎 雅人 さん**  
**(早稲田大学大学院法務研究科**  
**法務専攻3年)**



- ① 法科大学院の学生として、証券取引法その他の金融法を学んでいく中で、これらの諸法が実際に、行政の現場でどのように運用されているのか興味を持ちました。そして、様々指摘されている金融行政の問題点に対し、現場はどのように取り組んでいるのか、行政に携わる者とそうでない者の間で問題意識はどの程度共有されているのか、また、こうした問題について自分自身どう向かい合うべきか。それらを考えるきっかけになればと思い、今回の金融行政体験実習に応募させていただきました。
- ② 私が「金融庁」に対して持っていたのは、厳しい監督官庁であり、クリーンであるというイメージです。前者は、元々金融機関で働かれていた法科大学院の同級生や、今まさに金融機関に勤めている友人達との会話を通じて思い描いていたイメージであり、後者は、大学院で金融法を学ぶ身として、また金融機関の一利用者として、そうした厳しい監督を行う金融庁に対して抱いていたイメージです。我々法科大学院生は、必修科目として行政法を学んでいますが、社会人経験のない、学部から直接大学院へ進学した一学生としては、ニュースや知人から伝え聞いたものを越えた、具体的な行政庁としての「金融庁」をイメージできていなかったというのが正直なところでした。
- ③ 私は総務企画局総務課に配属され、主に審判手続室で証券取引法の課徴金制度に関わる業務に携わりました。同室では、課徴金納付命令の事前手続としての審判手続と、課徴金の納付・徴収に関する業務を行っています。

実習内容としては、決裁などに同行させていただくとともに、審判手続のあり方について、様々な観点から調査し、報告書にまとめました。また、企画課の方で検討されていた政策に関して、法律上の問題点について調査し、報告書にまとめました。

実習では、まず、法曹関係者との考え方の違いというものを感じました。司法に携わる人たちにとって、法律を変えることは立法府の仕事であり、条文をそのまま適用することによって生じる問題は、解釈によって回避するというのが通常の見方だと思います。これに対し、行政に携わる人たちには、法律を変えることに抵抗感はなく、問題があれば法を変えればよいという意識があるように思いました。そのためか、逆に、法を執行する場面においては、より条文に忠実な解釈をとっていたのが印象的でした。

次に、書面での報告や決裁といった作業が多いという印象を受けました。以前、弁護士事務所で実習をした際には、対内的な報告のためだけに書面を作ることはほとんどなかったと記憶しています。行政庁に限らず、組織として行動する上で当たり前の作業なのかもしれませんが、今まで経験したことがない作業だったので、とても新鮮でした。

そして、最後に一番強く感じたのは、視線がきちんと国民の方を向いているということです。行政では、ある程度抽象化された国民を想定して政策を企画・立案するため、どうしても個々具体的な国民に被害が生じてしまいます。それを救済するのが司法の役割ですが、だからといって行政が彼らを見捨てているのではなく、行政は行政でそうした被害者が出ないように懸命に努力しているのだということがわかりました。それだけに、金融庁の方々のそうした努力が国民の皆さんに十分伝わっていないのは、非常に残念なことだと思います。

- ④ 今回の実習を終えて、「金融庁」は単に厳しいだけの組織ではない、と認識を改めました。不正に対して厳格な態度で臨むのは当然ですが、それ以外の部分については予想以上に柔軟性に富んだ組織だという印象を受けました。また、監督や検査というイメージの強い省庁でしたが、それだけではなく、様々な政策・法案を企画立案することで、金融にまつわる様々な被害から国民を積極的に保護しようとしている、情に厚い組織だと思います。

そして、やはり何よりクリーンな省庁だと思います。他の省庁より一段と厳しい服務規定を課しているのは、自分たちが担う職務の重要性を認識していることの象徴であるように感じました。今回、職員の方々には、私になるべくいろいろな部分を見ることができるよう配慮していただき、大変感謝しています。おかげさまで、金融庁についてより具体的なイメージを掴むことができたように思います。

- ⑤ 今回の金融行政体験では非常に多くのことを学ぶことができました。行政庁のインターンというと、将来の採用を意識して応募する人が多いのかもしれませんが、しかし、行政の仕事そのものにあまり魅力を感じていない場合であっても、金融分野に興味がある人であれば、金融庁でのインターンの経験は大きなプラスになるはずです。ですから、行政に興味がないからと言わず、一度応募してみてもらいたいと思います。金融庁の側も、実習の中で行政の仕事に興味を持ってもらうことこそがインターン制度の趣旨ですから、いろいろなことを吸収しようという強い意欲を持った人であれば、どんどん実習生として採用していつてもらいたいと思います。

また、法科大学院生の皆さんは、司法試験との関係が気になるのではないのでしょうか。しかし、今回参加させて頂いて思ったことは、インターンに参加することが試験にとってプラスになることはあっても、マイナスになることはないということです。普段の法律家の視点とは異なる、行政の立場に立った法律の見方を学ぶことができるので、法律事務所へのエクスターンとは別の意味で、法律の勉強になると思います。

**総務企画局政策課広報室  
藤田 大輔 さん  
(北海道大学大学院法学研究科  
修士1年)**



- ① 大学院で租税法・財政法を専攻しているため、将来、金融関係の職業に就きたいと考えていたところ、「金融庁」の方でインターンの募集が告知しており、「金融庁」も就職先の1つの選択肢と考えていたので、応募しました。
- ② インターンに行くまで私が持っていた「金融庁」のイメージは、悪い意味でまじめな場所ではないかということでした。趣味がなく、仕事だけに専念する人々しかいないのではないかという先入観を持っていました。
- ③ 私のインターン先の部署は、「金融庁」の広報全般を取り扱う広報室でした。広報室でのインターン体験は、大きく分けて2つあったと思います。
- 1 点目は、審議会・報道会見（大臣会見・長官会見・記者レク・行政処分発表）のセッティングです。普段、新聞やテレビで見る人々に間近で出会ったため、初めの方は緊張しました。しかし、慣れていくうちに、広報という業務は金融行政全般を見渡せる仕事だと気づき、個々の会見毎に興味を尽きず時間が過ぎていき、有意義に過ごせました。
- 2 点目は、文書配布です。1 点目が、「金融庁」の仕事を「金融庁」内部から外部へ

伝える仕事だとすれば、2点目の仕事は外部の情報を「金融庁」内部へ伝える仕事です。国内外の金融事情や金融庁への評価について扱っているメディアの情報を的確に収集し、庁内の人々に伝える仕事です。「金融庁」の内部と外部をつなぐ潤滑油の役割を担うことで、広報の重要性を知ることが出来ました。

- ④ インターン終了後の私の「金融庁」のイメージは、長官をはじめとして室内の人々まで気さくな方が多いという感想です。インターン期間中、室内の人々だけではなく、他の部署の方々にも、「そろそろ仕事は慣れた？」等、色々と話をかけていただき、インターンに行くのが楽しかったです。
- ⑤ 私のインターン先の部署である広報室は、他の部署と異なり、「金融庁」について内外から見る事が出来るという特殊な場所であったためか、「金融庁」について詳しく知ることが出来たと思います。今年が、「金融庁」のインターン制度の初年度で、私が1人目ということもあり、まだ、制度としては荒削りな所もあったと思いますが、来年度以降も継続した方がよいと考えます。
- 2週間という短い期間でしたが、「金融庁」の仕事を体験することは、かけがえないものでした。今後、金融がますます重要視されていく中にあるには、このようなインターン制度は必要だと思います。

**総務企画局企画課**  
**森高 盾 さん**  
(明治大学政治経済学部2年)



- ① 金融庁が行政としてどのように金融に携わっているかを、体験を通じて具体的に学びたかったからです。
- また、新聞などで知ることが、どのように決定されていくのかということが体験できると思ったからです。
- ② 漠然と金融業界への検査、監督というイメージを持っていました。具体的に上げられることは、保険会社への業務停止・改善命令を出すということや、銀行が健全な運営をしているかどうかをチェックしているというくらいでした。
- ③ 私の受け入れ課室は、総務企画局企画課、保険・信託（信用機構）企画室、市場課でした。
- 企画課は、金融制度の企画・立案の総括を行っています。
- 私は、違法経済取引における被害者救済のために、行政が加害者へ損害賠償命令を出せるかどうか。また、被害者を救済するために一体どのような手段があるかを考えてみると言われ、自分なりに調べ、まとめた後、職員の方と議論をさせていただきました。
- 保険・信託（信用機構）企画室では、預金制度の企画立案等を行っています。
- 私が配属された部署では、信託法、生命保険保護機構の在り方、銀行の窓口での保険商品販売の在り方などを取り扱っていました。一番印象深かったのは、生命保険保護機構の在り方について、民間の保険会社が外国の制度を視察してきた報告会に

参加させていただいたことでした。

市場課では、証券市場その他の金融市場に関する制度の企画立案等を行っています。

私が配属された部署では、日本の市場を国際化するためにはどうしたらいいかを扱っており、私は、国際化のスタディーグループの補助作業を行いました。このスタディーグループでのトヨタ自動車の専務が行ったプレゼンで、トヨタが国際競争力をつけるために、膨大な研究費をあてていること、トップをとっても胡坐をかかない姿勢に、非常に感銘を受けました。また、チャイナショックにより、日経平均株価が急落した時に、たまたま私が市場課に配属されていたため、緊張した雰囲気も経験することができました。

④ 金融庁はかなり厳格なイメージがあったのですが、日々変化する金融を反映するかのよう、非常に活気が溢れている場所でした。

⑤ 非常にいい制度だと思います。説明会などでは中々聞くことのできないことを聞くことができるし、公務員とはどのような仕事をしているのかを、人から聞くのではなく、自分で体験できるということは非常に貴重な体験だと思います。また、金融庁では、様々な省庁からの出向の方がたくさんいるので、他省庁の話も聞くこともでき、非常に有意義でした。

最後に、インターン中お世話になった方々には本当に感謝しています。私にとって非常に有意義な二週間であり、本当にたくさんの方の事を勉強させていただきました。ありがとうございました。

## 入庁式の開催について

桜もほころぶ平成 19 年 4 月 2 日（月）、金融庁では、39 名の若者を新規採用者として迎えて入庁式が行われました。

緊張した面持ちの中にもフレッシュな決意のあふれる新規採用者一人ひとりに対し、五味長官より採用辞令が交付されたのち、新規採用者に対し、次のような訓示がなされました。

「皆さん、入庁おめでとうございます。

皆さんは、大いなる期待を胸に、今日という日を迎えていることと思います。私をはじめ、金融庁職員一同、皆さんの入庁を心待ちにしていました。若い熱意ある皆さんを金融庁に迎え入れることができ、大変嬉しく思っています。

金融庁は、我が国の社会経済活動の根幹を支える金融の円滑を図ることを使命とする省庁です。現在、我が国の金融システムを巡る局面は、バブル崩壊後の長く厳しい時期を経て、不良債権問題の正常化を達成し、活力ある金融システムの構築に向けた時代へと本格的に移行しつつあります。また、少子高齢化やグローバル化が進む中、国民一人当たりの所得の向上を目指す観点から、金融・資本市場の構造改革と活性化が求められています。こうした今後のわが国の社会経済の方向性を決める大きな変革の時期に入庁された皆さんには、新たな時代の金融行政の担い手として、立派に成長してくれることを期待しています。

その上で、皆さんに心がけて頂きたいことがあります。

第一に、豊かな人間性と優れた人格の形成に努めて下さい。入庁後も、幅広い分野に興味・関心を持ち、多くの人の話に耳を傾け、豊かな人間性を育んでもらいたいと思います。

第二に、金融行政のプロになって下さい。国民のニーズに応えるためには、金融の知識を身につけるとともに、常に問題意識を持ち、積極的に考える姿勢を保つことが重要です。このため、日々自己研鑽に努めて欲しいと思います。

最後に、常に、国民の方を向いた仕事をして下さい。これは、国家公務員の原点です。今、

皆さんが心の中に抱いている「国民のために」という熱い思いをいつまでも忘れず、日々の業務に邁進してください。

本日の輝かしい門出にあたり、皆さんのご健康と今後のご活躍を祈念して、私の訓示と致します。」

そして、五味長官から、次のような言葉も贈られました。

《*England expects that every man will do his duty.*》

～トラファルガー海戦において、ナポレオン海軍を打ち破った英国のネルソン提督が兵士を鼓舞した言葉～



入庁者代表宣誓の様様

## 【特 集】

### 「金融機関における IT の戦略的活用の推進に関するシンポジウム」の開催について

金融庁では全国 5ヶ所の財務局と共催で、「金融機関における IT の戦略的活用の推進に関するシンポジウム」を以下のような内容で平成 19 年 1 月～3 月にかけて開催いたしました。

#### ①福岡

- 開催日：平成 19 年 1 月 12 日（金）
- 参加者数：120 名（地域銀行 28、信用金庫 39、信用組合 25、他）
- 参加金融機関：65 先
- プレゼンテーション：「福岡銀行における IT の戦略的活用について」（福岡銀行）  
「RFID を利用した定期積金処理システム」（佐賀信用金庫）

#### ②仙台

- 開催日：平成 19 年 2 月 2 日（金）
- 参加者数：100 名（地域銀行 26、信用金庫 35、信用組合 21、他）
- 参加金融機関：63 先
- プレゼンテーション：「東邦銀行における IT の戦略的活用について」（東邦銀行）  
「八戸信用金庫ベストサポートシステムについて」（八戸信用金庫）

#### ③東京

- 開催日：平成 19 年 2 月 9 日（金）
- 参加者数：参加者数 217 名（地域銀行 45、信用金庫 99、信用組合 31、他）
- 参加金融機関：120 先
- プレゼンテーション：「じゅうだん会共同版システム」（八十二銀行）  
「銀行経営における IT の戦略的活用」（京葉銀行）

※ 東京会場では大村副大臣が挨拶を行いました。



#### ④大阪

- 開催日：平成 19 年 2 月 16 日（金）
- 参加者数：131 名（地域銀行 22、信用金庫 48、信用組合 33、他）
- 参加金融機関：64 先
- プレゼンテーション：「滋賀銀行における IT の戦略的活用について」（滋賀銀行）  
「マルチタスクと IT の戦略的活用」（京都信用金庫）

#### ⑤広島

- 開催日：平成 19 年 3 月 2 日（金）
- 参加者数：参加者数 110 名（地域銀行 17、信用金庫 50、信用組合 21、他）
- 参加金融機関：45 先
- プレゼンテーション：「米国金融サービス業における IT の戦略的活用について」（野村資本市場研究所）  
「広島銀行における IT の戦略的活用について」（広島銀行）

以下、基調講演とプレゼンテーションについて要点をご紹介します。

## **基調講演**

### **「IT 戦略と経営者の役割」**

**松尾 明 氏**

(日本 IT ガバナンス協会代表、  
みずず監査法人代表社員)



今日の私の話のテーマは2つあって、1つ目として、IT はわからないからといって丸投げはしないでください、自分で見てください、判断をしてくださいということです。私も含めてほとんどの皆さんは、IT はわからないから丸投げしたいと思うでしょうが、それは自分自身がビジネスを行う上での弱みを組み込んでいるだけだということです。皆さんは今どのようにビジネスを動かされていますか？ どのような働きがありますか？ どのようなアプリケーションのソフトが銀行内で使われていますか？ どのようなハードがありますか？ 「いや、それは IT だろう。もう任せてあるよ」では困るわけです。少なくとも、このようなハードがある、このようなソフトがある、その上にはこのように業務が動いているという青写真、図は用意されていると思います。そして、IT 投資を意思決定されているのでしょうか？ 担当者に丸投げしているのではないのでしょうか。経営者の役割はとても簡単です。良い IT の使われ方を見て、どのようにすれば良いか決定するのです。自ら決定してください。単純といえば単純です。

2つ目のテーマはお客様を力強くすること、カスタマー・エンパワーメント（お客様の能力を向上させましょう）です。カスタマー・エンパワーメントという言葉は、私がとても好きな言葉です。エンプロイ・エンパワーメント（従業員の能力）の向上という話は、皆さんもよくご存じだと思います。これからのインターネットの時代におけるキーワードはカスタマー・エンパワーメントだと思っています。皆さんはお客様にとって便利な IT 化をしているのでしょうか？ 顧客の能力アップをしないといけません。銀行業として何がお客様の能力アップなのでしょう？ 例えば顧客の財務リスク管理の向上です。お客様のリスク管理の力をつけるためのサービス提供をされていますか？ それをベースにした IT 投資を考えているのでしょうか？

良い IT の使われ方を見てということは、耳学問だけではなく、実際に現場も見てみようという好奇心がなければ判断に誤りを起こす可能性があります。利用者が賢くならなければ変わりません。カスタマー・エンパワーメントを起こさなければ変わりません。トップ自らが欲しいものを明確にし、それを IT ベンダーに要求することが必要なのです。

### **「マネジメントとガバナンスで IT の戦略的活用推進」**

**有賀 貞一 氏** (株式会社 CSK ホールディングス代表取締役、(社)情報サービス産業協会副会長)

今日は5つのテーマについてお話しします。

1つ目として IT をいかにマネジメントするか、統率していくか、それがいかに重要かというテーマです。参考になる例として、2005年11月から2006年にかけて、東京証券取引所でいろいろとトラブルが起きました。たとえば2005年12月8日ジェイコム社の IPO 時のみずほ証券の誤発注をきっかけに、みなし注文に対する取り消し処理の不具合（プログラムバグ）が起り、続いて2006年1月18日にライブドアショックが起き、大量の発注による大量約定の成立によって夜間の処理が間に合わなかったため、20分を残して市場を閉めざるを得なくなるなど、80日間にいろいろなトラブルが起きました。この内容を見ると情報システムの品質を高めて活用するためのマネジメントとガバナンスが不在であったためと言わざるを得ないと思います。取引所は1999年に立会場をやめてシステムに移行したので、その段階でシステムがコア・コンピタンスの会社になったはずなのですが、経営者はそのように思っていたか極めて疑問だと思います。

2つ目のテーマとして IT のインフラ化とコモディティ化です。共同利用システムを使っているところも多いかと思いますが、システムは自分用にカスタムメイドをしなくてはいけないかということです。

コモディティ化してきた部分については既製品を使った方が、安くて早くてうまいのです。自分の組織の戦略的にここだけはこのところには、カスタムメイドをしてもいいと思いますが、自分の会社の特質を全部活かしてシステムを作るということはあきらめ、割り切って集中的に資源を投入する分野を経営者が決めないと、情報システム部門の担当者は決められません。経営者が責任を持って決める必要があると思います。

3つ目のテーマはIT投資の変化です。IT投資対効果で企業間に大きな差が出ています。分析してみると、ひとつは組織のデジタル化度合です。効率的に情報を共有しているか、情報を流しているか、意思決定の速度が速いかなど、ITを使って効率的にやっている度合によって、効果にかなりの差が出るのがわかってきています。インタangibleな部分、即ちバランスシートに反映されない部分である人的資産、ビジネスプロセス、社員教育、顧客満足度、ひいては企業文化などに投資をしていかないと効果に大きな差が出てしまいます。

4つ目のテーマは金融改革プログラムと地域密着型金融です。地域金融機関は独自のリテール戦略を明確化し、顧客基盤を維持して、お客様の階層別に商品を開発して提供していくことです。コモディティ化してきたIT技術の下では、お客様に関するデータを大量かつ長期的に保存できますが、蓄積された情報をいかに有効活用するか、即ち利用局面に対する仮説を立案して、検証して、そこから推論をしていくのは人の仕事です。いかにそのような人を育てているかが勝負です。情報検索、分析・加工機能、新商品開発支援機能などはいくらでもあり、システム的には作れます。しかし、それをうまく使えるかどうかは経営の意思だと思います。

最後のテーマはこれからのITガバナンスです。やはり経営者の主導が必須だと思います。経営目標を立てたときに、それに沿った企業システムの使い方を明確にすることが重要です。経営目標がいかに人間と組織を含めた企業システムに転換され、その中でIT部分がどのような役割を担うかが重要です。ITの可用性が大きくなってきたので、個別のテクノロジーについての理解があるかないかは関係ないのです。技術をいかにうまく活かして経営するかという観点さえきちんとしていれば、できることは多いと思います。まずはやりたいことを的確に決めることが重要です。ITの活用というのは、時間と距離と金の節約なので、投資効果が見えるようにして、インタangibleなものへ投資をしていくことを忘れなければ、効果は出せると思います。

## **プレゼンテーション**

ITの戦略的活用の事例としてご紹介いただいたプレゼンテーションの概要を記載しています。内容は皆様かなり盛りだくさんでしたが、紙面の制約からいくつかのポイントのうち、1つをご紹介させていただきます。

### **「福岡銀行におけるITの戦略的活用について」(福岡銀行)**

当行は広島銀行とシステムを共同化しています。両行が共同化を検討開始した平成11年時点では、業務面や営業面でのいろいろな経営上の課題がありました。これらの経営上の課題を解決するには、やはりシステム戦略の再構築が必要だということになり、情報系システムを中心に、機能の強化、スピーディーな開発体制の確立、システムコストの抑制という3点を再構築の要件とし共同化を進めることとしました。その狙いは、①顧客ニーズに応える新商品・新サービスを迅速に提供できる競争力のある基幹システムを早期に構築、②システム関連経費の大幅な削減、③共同化により生じる余力を今後飛躍的に増大する新たなIT戦略に積極的に投資です。

共同システム構築にあたり、両行の先進システムをベースとし、かつ新規機能を付加した共同システム基盤の構築を方針としました。システム構築、システム移行に要した構築期間は約3年6カ月で、投入コストは両行で180億円、開発規模は1万3,000人月でした。

共同システムの構成上の特徴は情報系システムの核として、データウェアハウスを整備・構築し、全システムのデータを一元管理しました。多くのシステムにデータを提供しやすくなった上、ユーザーが直接分析のために利用し、効率化とデータの高度利用を実現しています。また、システム間の連携のためにアクセスハブを導入しており、今まで各システム間で複雑になっていたシステムの連携が、アクセスハブを中継点とした単純な連携になり、開発負荷の軽減や障害発生への減少につながっています。成功の秘訣は、両行及びアウトソーサーであるCSOLの3社で、コミュニケーションがきちんと取れたことです。その中でも両行のトップ同士が十分に連携し、強力なリーダーシップの下にトップダウンで共同システムの構築を進めたことが、成功の決め手だと思っています。

### 「RFID を利用した定期積金処理システム」(佐賀信用金庫)

これまで信用金庫では定期積金を主力商品として取り扱ってきました。当金庫の定期積金 16,517 口座のうち、68%の約 11,000 口座について集金を行なっています。これらの集金業務に伴う定期積金の入金事務が、営業店においては事務処理負担となっていたので、平成元年より、バーコードを使用した定期積金集金カードによる本部集中処理システムを導入しました。

個人情報保護法施行に伴い、住所、氏名、口座番号等の個人情報が記載された定期積金集金カードの運用での情報漏えい等の防止策を考え、一番安全な措置として、定期積金集金カードそのものの集中部門への搬送を廃止し、かつメール便の削減を実現するための3つの条件を決めました。1つ目は、これまで定期積金のカードシステムの処理は営業店で行い、本部サーバーで処理後更新結果リスト等を営業店に戻すこと。2つ目は、営業店内のデータ入力部署とデータ処理部署とに相互にチェックさせ、入力データの正確性を確保すること。3つ目は、システム変更に伴うコストを最小限にすること。この3つを前提条件として検討を行なった結果、従来のバーコードから IC タグへ変更することとしました。

バーコードに対する IC タグの優位性としては、バーコードはバーコードリーダーが読めるところに物を持ってこないといけませんが、IC タグでは非常に広範囲な読み取り範囲が確保できます。また、読み取る方向も自由度が大きく、大まかな位置で読むことができます。また、バーコードは印刷物なのでデータの変更はできませんが、IC タグは書き込みが可能で、自由にデータの変更や追加ができます。集金カードシステムが 20 桁レベルでデータを読む点では大きな差はありませんが、入力の手軽さという点では IC タグは勝っています。さらに書き込みが可能なので、当金庫では満期でいったん終了した IC タグを新規の集金カードに貼付し、新たな口座番号を書き込んで再使用しています。

また、IC タグの1枚あたりの単価が非常に安く、さらに RFID リーダーが非常に低価格なので、オートフィード付きのバーコードリーダーを全店に導入するコストを大幅に下回り、システム全体のコストを低く抑えることができました。IC タグはこれらの特性によりカードシステムの入力媒体として誤読率が低く、操作面、コスト面で非常に有効であると考えています。

導入効果は、個人情報対応についてカード搬送を中止したことにより、営業店、集中部門での人手を介す作業工数を削減し、情報漏えいのリスクを最小化することができました。また、定期積金のカードを営業店でのパソコン入力を契機として、交換持ち出しデータや窓口収納金等についても、営業店でパソコン入力をして、ネットワークを介して本部へ伝送する形で改善を行いました。

事務集中部門は、メール便到着までに、データ処理、集計処理、帳票出力を行い、メール便到着後は現物の精査を行うだけになって、業務の平準化が可能になり、改善を図ることができました。これまで当金庫の1日のメール便の運行要員は3名でしたが、年間平均で人員1.5名、当金庫役職員160名のうちの約1%を削減することになり、削減効果は非常に大きかったと思います。システムに投資した人件費は、おそらく1年もかからずに回収できたと思っています。

### 「東邦銀行における IT の戦略的活用について」(東邦銀行)

当行の勘定系システムは、コストの削減とコストの平準化を目的として、平成15年9月より勘定系システム「PROBANK」を富士通にアウトソーシングする形で導入しています。システム経費の約20%削減が実現し、稼働状況もいたって安定しています。当行としては非対面チャネルを従来以上に重視し、「PROBANK」導入翌月の平成15年10月からセブン銀行と業務提携したこともあり、24時間365日の完全稼働を実現しました。またインターネットバンキングも24時間受け付けを実施しています。

情報系システムは自由度を最優先として構築しました。顧客情報の一元化を重視したシステム構成であり、例えば、1つのソフトとして、営業店の簡易検索システム「トップナビ」はお客様の属性情報である、性別、年齢、住所やお客様の取引の情報などを基に、さまざまな切り口から情報の検索、情報の抽出ができるもので、効率的なマーケット戦略が可能になりました。

これからは CRM (Customer Relationship Management) 的な考え方も取り入れたいと思っています。CRM は、蓄積されたお客様のデータを使い、お客様のニーズを適切に把握して、適切なセールスをするシステム手法です。幸いに当行の場合はデータの蓄積をしていますので、データを活用して有効的なシステムにしていきたいと考えています。お客様のニーズを正確に把握するという事は、今も昔も営業の基本です。お客様の満足度アップにつながるものについては、システムのサポートしていきたいと思っています。CRM の基本的な考え方は「One to One」です。これは、個人のニーズを的確に把握するという考え方です。それを基に営業店の現場では、「Face to Face」というセールスのほうへ展開していき、最終的にはお客様も満足、銀行も満足という「Smile and Smile」「Smile to Smile」という形へ展開していければと考えています。

IT 投資効果の検証の必要性について、当行の場合もいろいろなサブシステムがあるので、ある程度の規模のシステムをリリースした場合、役員も交えて効率化推進委員会で効果を検証しています。シス

テム戦略上の方向性を決める上で有効な手段と考えており、継続していきたいと考えています。



シンポジウムの模様(2月2日・仙台)

### 「八戸信用金庫ベストサポートシステムについて」(八戸信用金庫)

当金庫では規程・要領・マニュアル類を中心に書類をサーバーで管理しています。主な管理項目は、①日銀歳入代理店事務取扱い関係、②規程・要領・マニュアルの制定・改廃管理、③営業店事務リスク管理、④事務リスクウェット毎のチェック管理項目等、⑤営業店長を含む幹部職の基本職務と報告類管理、⑥自主検査実施管理、⑦文書保存管理、⑧電子帳票管理。以上の8項目をサーバーで管理しています。システムの特徴は、業務にもOJT(On-the-Job Training)にも内部監査にも自己評価にも利用しやすく、クリックすることによってどこからでも閲覧可能なことです。

例として当金庫の規程類の管理態勢をご説明いたします。当システムですべての規程・要領・マニュアルが閲覧できるようにしてあります。規程は127種類、要領は104種類あり、トータルするとA4版で9,000ページありますが、そのすべてがクリックすれば見られるようになっています。なおこの規程を整備・維持するために規程整備委員会を設置して、年数回開催してチェックしています。改廃するときは理事会で決定して、担当部に指示すると、全店の分が一瞬で改廃できます。紙ベースでないので、支店に手を煩わせることはありません。

基本職務と報告管理の例として営業店長を含む幹部職用についてご説明します。これは主に新任の支店長や担当長用で、最初に着任したら何をすればいいか、日々、週間、月間について最低限の内容を示しています。支店長は辞令が出て支店に着任したら最初に何をやるかという、金庫を開けなければいけません。金庫の開閉に立ち会い、庫内の整理状況を確認します。また、システム用のカードを貸与する、あるいはセキュリティカードで警備を解除する、前日の日報等をチェックするなどが時系列的に記載されています。同様に営業担当長用、融資担当長用、渉外の担当長用等が各職務に準備されています。

投資効果については、概算で5年前と今の人件費を比べてみると、総合職の人員では120名の総合職を86名のパートに切り替えることができました。その節約効果は6億円です。システムを作るために2億円ほど投資していますので差し引き4億円プラスです。これを日々の仕事に使い、法令順守、利用者保護に役立てていきたいと考えています。

### 「じゅうだん会共同版システム」(八十二銀行)

じゅうだん会とは、八十二銀行の基幹系のシステムをベースとして、じゅうだん会の共同版システムも利用されている銀行の集まりです。北から山形銀行、関東圏は関東つくば銀行、武蔵野銀行、四国は阿波銀行、九州は親和銀行、宮崎銀行、沖縄の琉球銀行、私たち八十二銀行を含めて計8行です。私たちがパッケージのメンテナンスをして、それをそのまま他の銀行にも使っていただきます。勘定系、情報系、対外系などが共同版システムですが、その他に個別の提供システムについても共同で活用していきます。

システムとは戦略等があって作られるものです。従って、私たち八十二銀行が勝手に開発して、じゅうだん会の各行がそれを理解の行き届かない中で利用したのでは会が成り立ちません。経営戦略も含めた戦略企画的な部分、業務施策等の上流工程を共有化することが大きな課題であり対応しているところです。

各行がじゅうだん会に入ると、どうしてもシステム部門の人材を縮小していくという意向があります。従って、各行の中でのバンキング部門とシステム部門のやりとりは幾分弱まります。その中で八十二銀行、各行、日本IBMも交えて、各行内での戦略展開からシステム展開を共同体の中でしっかりと構築することが必要だと考えています。

基本的な事務も統一化しようとしています。各行で対応しているような事項(規定・マニュアル・帳票等)も共同作業化するということがありますが、システムが一緒なので可能だと考えています。

災害のバックアップセンターについても平成19年4月から4行(山形銀行、武蔵野銀行、阿波銀行、八

十二銀行) 共同のバックアップセンターで進めていく予定です。

また、システムの共同化だけではなく、ほかの共同事業の実施も展望しています。つい最近モルガン・スタンレーも入って開発した、証券化を前提した新型の住宅ローンを発売しました。これは、じゅうだん会の多くの銀行で順次発売されます。また、食の商談会の共同開催なども考えています。このような共同事業を今後ますます進めていきたいと思っています。

### 「銀行経営における IT の戦略的活用」(京葉銀行)

当行では増加する情報量を見据え、IT 戦略的の基本となる情報伝達のブロードバンド化が必要不可欠と考えました。そして、その基本インフラとして平成 16 年 8 月に光ファイバーの構築に着手し、順次稼働させ、現在、勘定系、情報系、e-ラーニングに活用し、銀行業務全般にわたり主に 8 つのシステムを導入しています。

IT 戦略における基本的な考え方は、お客様の利便性・安全性の確保、営業推進への活用、経営の効率化・高度化を図ることです。そのための基本インフラが光ファイバーであり、目的は通信回線容量の拡大、高速化、リスクの軽減、セキュリティの確保という 3 つになります。そして貯蓄から投資への流れの中で開発、導入したのは、ATM 機能の拡充と投資信託販売支援システム「BESTWAY」の導入の 2 つです。

ATM 機能の拡充における成果としては、ATM の多機能化、特化店舗の導入等チャンネル戦略の強化です。これは具体的には、ATM での個人国債の販売、ATM での外貨預金 5 通貨の取扱等があります。

1 つ目の高付加価値化は、ATM による個人向け国債の販売が可能となり、お客様の潜在需要の掘り起こしができています。また、ATM による外貨預金 5 通貨の取扱が可能になりました。

2 つ目はコンプラの強化です。ATM 取引画面上での重要事項説明により、コンプライアンスの徹底、自己責任原則が図られています。

3 つ目は業務の効率化です。営業店における個人向け国債販売における ATM 利用率の増加により、営業店における窓口業務の軽減が図られています。

「BESTWAY」の導入による成果としては、資産運用ニーズへの対応、コンプライアンスの強化です。これは、具体的には、投信の顧客情報、マーケット情報を営業店で即座に照会可能とする一方で、勘定系システムへ投信データを取り込み、営業店窓口での総合的な顧客情報確認を可能とし、コンプライアンスと効率的販売体制の強化が図られています。

### 「滋賀銀行における IT の戦略的活用について」(滋賀銀行)

当行のチャンネル戦略を支援する実際のシステム基盤としては、お客様に提供するサービスを DBM (Data Base Marketing) システムとよび、そこへすべての情報を統合して、情報ハブという位置付けで、各チャンネルへそれぞれのチャンネルで起こった情報を集め、活用した上で営業推進をしています。

実際に個別のシステムとしては、ダイレクトチャンネルということで、個人向けには「『しがぎん』ダイレクト」というインターネットバンキングのシステムがあります。法人のお客様向けには、「『しがぎん』Bizダイレクト」というインターネットでバンキングをしていただくシステムを提供しています。そして、経営者支援サイトでは、ビジネスマッチングを支援する経済文化センターという関連会社で支援しているシステムがあります。

渉外チャンネルは、お客様を訪問する際、お客様との話の内容等を統合的に管理して、訪問時の計画をしっかりと立てた上での情報提供を支援するシステムです。

融資業務については、案件ごとに審査内容を整理して、業務の BPR (Business Process Reengineering) をシステム化の中で行いました。融資業務の効率化など、いろいろなアドバイスができるような機能を充実した上で与信判断の高度化を進めています。

営業店の店頭でお客様をお迎えしたときのシステムとしては、勘定系の事務処理でお客様からお預かりした伝票を起点に処理する形になっています。お客様に記票いただいた伝票そのものは機械がいったん金額等を認識し、店頭のテラーがもう一度入力することによって、確認の上効率的に処理を完了するという一線完結の仕掛けで、事務の厳格化と効率化をサポートしています。

### 「マルチタスクと IT の戦略的活用」(京都信用金庫)

信用金庫の職員には、地域のお客様が来られたときに、どのような仕事であっても「いらっしやいませ」と心から迎えられるように、なんでもできるという自信を持たせたいし、そのような職員を育てていきたいと思っています。それはお客様からご質問のあった商品の知識があり、お客様自身が今どのような状態なのかという質問に答えられるように自分たちで情報がすぐに見えるような職員です。また、職員が何かしようとするときには、もちろん自分で技術を習得し、何かの道具を見てお答えできて、他の職員が聞いてお約束したことや外回りをする営業の人間がお約束したことも、お客様が来られたときにすぐにわかるような情報

の共有をすることです。

そのような仕掛けとして、何でも入っている情報の倉庫を考えました。特に「お客様の情報」これはお取引残高がいくらかということだけではありません。例えば、私たちはポイントサービスというサービスを提供しています。これはお取引に応じてポイントをつけて、ATMの手数料を無料にするなどのサービスですが、これは預金額が多いというだけの物差しではなく、きめ細かにポイントをつける項目を設定しています。項目には20項目ほどあります。

情報系の開発をする時のポイントは確実・正確なものをつくることです。データのリソースも出来てきたので、使う人間の要望を確認するため、実際にどのように動くのか見せ、実際にどのように動くのか確認してもらっています。使い慣れたメールやインターネットなど馴染みのある形で見せるように開発しています。インターネット技術のいいところ取りをしている形で職員が使い易いものを作るようにしています。

インターネットとの接点では、お客様にインターネットバンキングを提供しています。普通預金のやり取りをパソコンや携帯電話で行いますが、それ以外にもデータをダウンロードしてエクセルで使えますし、家計簿ソフトなどと連動しているものもあります。

企業にはビジネスバンキングというものをお勧めしています。インターネットバンキングでは、1人で1つのIDを使うのではなく、経理担当の方にこの人は照会だけできる、この人は照会と振込ができる、この人は何でもできるなどという権限の設定ができるようなサービスも提供しています。

この時代ですから、お客様もいろいろな形でITを使われます。金融のITサービスの部分についても、お客様に有効に使っていただきたいのです。お客様に自分でオペレーションしていただければ、私たちがオペレーションをしなくても済むわけですから、ITを有効に使っていただくことは、私たちにとってもうれしいことです。お客様と一緒にITの成果を受けて、今後とも地域の発展のために、京都信用金庫はその地域の中になくてはならない、そしてお客様に身近に感じていただいて来店していただけるような金融機関であり続けたいと考えています。

#### 「米国金融サービス業におけるITの戦略的活用について」(野村資本市場研究所)

顧客が求める金融サービスとは何なのか考えると、金融サービスを見極めていくことが、差別化の源泉につながります。例えば、家計の一覧です。アメリカでは家族の口座がすべて見られることが当たり前になっています。また、中小企業の場合には法人口座と個人の口座も一覧できる時代になっていて、これらの統合サービスが当たり前になっています。また、各種書類の電子化です。これは単に今まであったステートメントをPDFにするということではなく、顧客が必要なときに画面上で確認ができることが重要です。そして、何よりもナビゲーション機能、顧客を導いていくアドバイスサービスが重要になっています。ここにITと人の融合も生まれてくると思います。私はITが積極的に進み、ITを活用するということは、人がいらなくなるということではなく、人の時代がますます来ることだろうと思います。

口座一覧の具体例をご紹介します。西海岸にあるウェルス・ファーゴのロゴのところには「Last Sign On」と直近のログインの日を表示することによって、顧客のセキュリティチェックに役立っています。また、「Account Summary」というところには「Business and Personal Accounts」と書いてあります。この矢印を押すと、プルダウンということでズラッと〇〇の口座、〇〇の口座、そして法人の口座という形で一覧でき、非常に使い勝手がいい形になっています。これはウェルス・ファーゴだけがすばらしいということではなく、バンク・オブ・アメリカやJPモルガン・チェースなど有名なアメリカの金融機関ではすべて同じような方式を取っています。そして、中小の金融機関は大手の金融機関のシステムをそのまま応用して利用している形で、基本的にはすべての顧客が口座一覧を見られるようになっています。WEBを活用する際の一番の大事なポイントは、その場所をクリックしていけば、より深く詳細なデータが見られるようになっていることです。このような活用によってWEBベースが非常に進化をしているのがアメリカの現状です。

トップの方はこれから政略的なアウトソースという提携戦略を考えていく必要があると思います。これまでは多くの金融機関は自前主義で、すべての商品やサービスを自分のところでやっていました。しかし、今後は自前主義というものに対する見極めを改めてしていただいた上で、必要な機能を持っている専門機関といかに連携をしていくかが重要になります。場合によっては、共通のプラットフォームの活用、即ち複数の金融機関が合同で考えていくような、いわゆる場の検討が今後の成長戦略を左右する可能性があります。アライアンス戦略はますます重要になってくると思います。金融サービス業におけるITの活用の戦略というのは、経営の最優先課題であると言うことができると思います。

#### 「広島銀行におけるITの戦略的活用について」(広島銀行)

当行のリスク管理の強化に関して具体的な事例を2つご紹介いたします。

勘定系システム、情報系システム、融資支援システムといった具体的に業務を処理していくシステムがあります。ここでいろいろ蓄積した情報をリスク管理のための基礎データとして、データベースに蓄積してい

ます。そして信用リスク情報統合システム、リスクアセット計算システム、ALM システムなどがあります。これらは専門家にしか分からないブラックボックスのようなものですが、システムの中で具体的にデータを処理し、リスク量を計算して、出てきたリスク量と自己資本とを付き合わせて、経営体力の範囲内にリスクが収まっているか、もしくはどのようにして収めていくのかというリスクの計量的な把握を行なっています。この中で情報の蓄積と具体的にリスクを計算していく部分に、IT を活用しています。

1つ目の事例は信用リスク管理の強化につながるものとしての融資支援システムです。いわゆる審査システムを含めた審査業務、実行までをすべてシステムの的に実施するもので融資の案件の受付から最終的な融資の実行及び事後管理までを行っています。このシステムにより単に審査プロセスをスピードアップしていくという効率化だけではなく、蓄積した情報を具体的に格付や自己査定に活かし、さらなる信用リスク管理の強化、高度化に活かしています。

もう1つの事例は顧客情報管理です。リスクの範疇からいうと、オペレーショナルリスクに入るのかもしれませんが、お客様を保護するという観点では、皆さんも平成 17 年からかなり力を入れて取り組まれた内容だと思いますが、当行では具体的にその内容を電子データや紙ベースのデータなどで区分しながら、入口、保管、出口といった区分でそれぞれ情報漏えい防止策や管理強化策を取ってきました。

例えば出口区分では媒体を通じて情報が流出することのないよう電子メールやフロッピーの電子媒体についても一方的には送れないようにしています。必ずワンクッション止めて、第三者のチェックを受けてから外へ出していくという体制を、システムのなガードをかけながら作っています。このようなことを具体的にやっていながら、広島銀行としてリスク管理の高度化を図っています。

## 【金融ここが聞きたい！】

※ このコーナーは、大臣の記者会見における質疑・応答（Q&A）などの中から、時々旬な情報をセレクトしてお届けするものです。

もっとたくさんご覧になりたい方は、是非、金融庁ホームページの「[記者会見等](#)」のコーナーにアクセスしてください。

## 【能登半島地震関係】

**Q： 金融庁としてどのような対応をお取りになるのか、基本的な姿勢などをお聞かせください。**

A： 金融庁といたしましては、災害救助法が適用されましたことを受けまして、北陸財務局・日本銀行より預金払い戻し時の柔軟な取扱いなど、災害被災者の便宜を考慮した主要措置について要請を行ったところでございます。災害一般について申し上げますと、金融機能は、社会の基礎的なインフラとして国民生活にとって極めて重要な位置を占めておりますことから、金融庁では、災害への危機管理対応について監督指針等で明記し、金融機関等に取り組みを促しているところでございます。金融機関におきましては、災害対応の重要性を踏まえて、経営陣のリーダーシップの下、適切な対応を続けてもらいたいと思っております。

【平成19年3月27日（火）閣議後記者会見 抜粋】

## 【多重債務者対策関係】

**Q： 金融庁としては、全国の主要な市に相談窓口を設置することが念頭にあるようですが、自治体・総務省の方は追加負担ということで前向きではないようです。大臣は多重債務者対策本部の本部長として、今後どのような舵取りをされていくのかお聞かせください。**

A： 報道にありますように、地方側、相談を受けるには専門知識が不可欠で、今の職員だけの対応は難しい。アンケートで自治体の負担増を容認した市町村は3%だけと、このような報道もありました。そう考えていくと、ここで一番大事なカウンセリング体制で、一番柱になるはずの市町村にお願いできないというような局面があるならば、これは断じて後に退くわけには行きませんので、もう少し、単に事務レベルではなくて、また、相談という意味でもなくて、今後、トップ会談、また、内閣としてのご相談というようなことも考えなければなりません。ただ、お金が要するというのは、多少誤解があるのではないかとこのように思っております。即ち、窓口相談された方が、その場で全部解決ができるというような誤解をしていらっしゃる向きがあるのではないかと、そう思っております。これは、たとえ裁判所関係、或いは弁護士さん等の事務所に行きましても、そこで直ちに全てが解決するはずもありませんので、即ち、市町村の窓口業務としては、ネットワークの入口と考えていただいて、それでパンフレットを渡す、そのパンフレットの中には、司法書士の無料法律相談の日程や連絡先、弁護士さんお日程や連絡先、法テラスへの連絡先というようなことから始めればいわけでありまして、段階を踏んで、それぞれの司々へのいわば、ステーションとなるようなイメージでとらえていただければというように思っております。そして、特に予算等の必要のないことで、是非、先んじてお願いしたいのは、おそらく4月1日から新採の職員さんがお出でになると思いますし、多分6月頃までは各種研修があるだろうと思います。その研修の中に多重債務問題を取り入れて、是非、その深く、過払い問題だとか、

或いは出資法、或いは利息制限法のメカニズムだとかいう問題と加えて、いわば、ワーキングプア対策も含めまして、いわば多重債務全般としての社会的知識を研修の中に加えていただけることで、随分違うのではないかと考えております。

【平成19年4月3日（火）閣議後記者会見 抜粋】

## 【三和ファイナンス関係】

**Q： 消費者金融の三和ファイナンスに厳しい処分が出たのですけれども、今後の三和ファイナンスのコンプライアンス、ガバナンスの問題も含めて大臣のご所見をお聞かせください。**

A： 関東財務局登録の三和ファイナンスにつきましては、複数の店舗におきまして、取立行為や取引履歴の開示業務等に関して貸金業規制法に違反する事実が認められました。4月4日、全店43日間、行為店舗45日～66日間の業務停止処分を行ったところでございます。今回の事案では、本社が違法行為を助長・指示する社内規定等を定めるなど、経営陣をはじめ全社的に法令等遵守の認識や取組みが欠如し、経営管理態勢及び業務運営態勢に重大な問題があったと認識しておりまして、誠に遺憾な事態であろうと思っております。当局といたしましては、当社に対して、今般の業務停止処分を受けまして、全社的な法令等遵守の徹底、抜本的な経営管理態勢及び業務運営態勢の再構築を図るよう促すとともに、改善に向けた取組みが着実に実施されるよう、適切な監督を行ってまいりたいと思っております。また、おっしゃるコンプライアンス、ガバナンス、またこれに対する経営陣の責任等については、申し上げるまでもない事態でございますので、積極的に業務改善に取り組んで行く態勢を新たに設立されればというように期待するところでございます。

【平成19年4月6日（金）閣議後記者会見 抜粋】

**Q： 経営陣の責任が申し上げるまでもないというのは、即ち、経営陣は言うまでもなく、しかるべく対応すべきという大臣のお考えなのでしょうか。**

A： 本場で違法行為を助長・指示する社内規定があるわけですので、例えば、法令遵守をお願いするというような事態ではないと思っております。ガバナンスというのは、経営者が正常な立場にあって組織内を統括していくということではないかと思っておりますので、全てにおいて前提が壊れているというように思っておりますから、交替をせずに新たな再発防止策を作るならば、自らの責任をどう明らかにするかという点まで、社会に対してのエクスキューズをしっかりとやっていただかなければならないと考えております。

【平成19年4月6日（金）閣議後記者会見 抜粋】

## 【生損保の不払い関係】

**Q： 本日、生保と損保の不払い問題で、業務改善計画とか、不払いの実態に関しての会見が相次いで開かれますが、今後の展望、或いは今保険会社に求められていることについて、お考えをお聞かせください。**

A： まず、生保の支払い漏れにつきましては、保険金等の追加的な支払いを要するものの件数及び金額等について、本日までに報告を行うよう求めております。当局と致しましては、各社からの報告を受けた後、報告内容につきまして、精査・分析を行うこととなろうと考えております。生保各社におきましては、まずは支払い漏れの全容解明と共に、迅速かつ適切な顧客対応を行っていただく必要がございます。その上で十分な原因分析を行い、実効性ある再発防止策を講じることが重要と考えております。

次に損保でございます。第三分野商品の不適切な不払いが認められました損保会社 10 社に対しまして、3月 14 日に業務改善命令が発せられました。業務改善計画が本日付で提出される予定でございます。各社におきましては、業務改善計画の中で、入口でございます保険募集のあり方の見直し、出口でございます保険金の支払管理体制の強化、そして商品開発から保険金支払いまで、部門を横断的に業務管理する体制の構築、そして苦情件数や概要の開示など、保険契約者等の保護の観点から必要な対策が盛り込まれますと共に、それぞれの社におきまして、経営責任の明確化がなされると思っております。

金融庁といたしましては、当該計画の実施状況につきまして、適切にフォローアップを行ってまいりたいと考えております。生保、損保両業界におきましては、保険契約に対する信頼を回復するため、保険会社にとって、適切な保険金支払いが最も基本的かつ重要な業務であるということを改めて肝に銘じてもらいたいと思っておりますし、適切な業務運営を継続してもらいたいと考えております。

【平成 19 年 4 月 13 日（金）閣議後記者会見 抜粋】

**Q： 不払い問題というのは、生保、損保にしても、最初に発覚してから随分時間が経っており、金融庁の意識と業界の意識のズレというものが埋まらないままずっときているような感じがしますが、意識改革というか、何か必要なものをお感じになりますか。**

A： 今までは競争があると言いましても、いわゆる「護送船団方式」の時期が長くて、おそらく経営者の方と言われる年齢になると、「競争と言っても」という過去の慣わしの方がまだウェイトが高かったのではと思います。そういう時期を経て、各社の競争のみならず、対外的な競争まで昨今は余儀なくされるわけですから、自ずから、もはや若手社員や環境について変化があるということはご存知の通りであります。そんな意味では、まさしく今回、こうした改善がなされなければ、いわば淘汰をされるというような状況にありますので、そこは、自分たちは悪くない、他が悪いのだと言う意識ではなく、真剣に取り組めば自ずから答が出ると思いますので、今まで金融庁と業界とに差があるということでのご指摘は、むしろ、かえって緊張関係が監督当局等ともさることながら、自ずから関係各部署との、特に契約者との間でのいい緊張関係がむしろ業界を発展させるんだということに繋がっていくわけでありまして、金融庁との緊張関係というのは、むしろどこにでもある、業界のみならず、他の社会生活でもあるようなもので、いいことをやっていけば緊張関係はありませんから、むしろ競争に対しての緊張関係を持っていただけならば、新たな段階を踏まなければならない運命がそこまで来たということでもありますので、少し今までは違うという認識であります。

【平成 19 年 4 月 13 日（金）閣議後記者会見 抜粋】

## 【お知らせ】

### ○ 「株券電子化」に関する政府広報番組について

平成16年に、株券を電子化する法律（社債、株式等の振替に関する法律）が成立し、平成21年1月を目途に上場会社の株券を電子化するための準備が進められています。

株券電子化のスムーズな実施のためには、いわゆる「タンス株券」をお持ちの株主を中心に関係者各位に早めの準備を行って頂く必要があります。

ただ、株券の電子化については、まだまだ十分な知識をお持ちでない方が多いようです。

そこで、金融庁のホームページの改訂（平成19年2月13日）等によって、個人投資家を中心とした関係者各位に株券電子化の概要やご留意頂きたい点をお伝えしてきたところですが、更に、より多くの方々に株券電子化について理解を深めて頂くべく、今般、政府広報番組「ドゥ！ JAPAN」（日経CNBC 4月19日 21時～21時30分放送）により株券の電子化の概要や留意点について広報を行いました。なお、この政府広報番組については、**政府インターネットテレビ（金融庁のホームページからもアクセスできます。）**にも掲載されており、約半年間ご覧頂ける予定です。

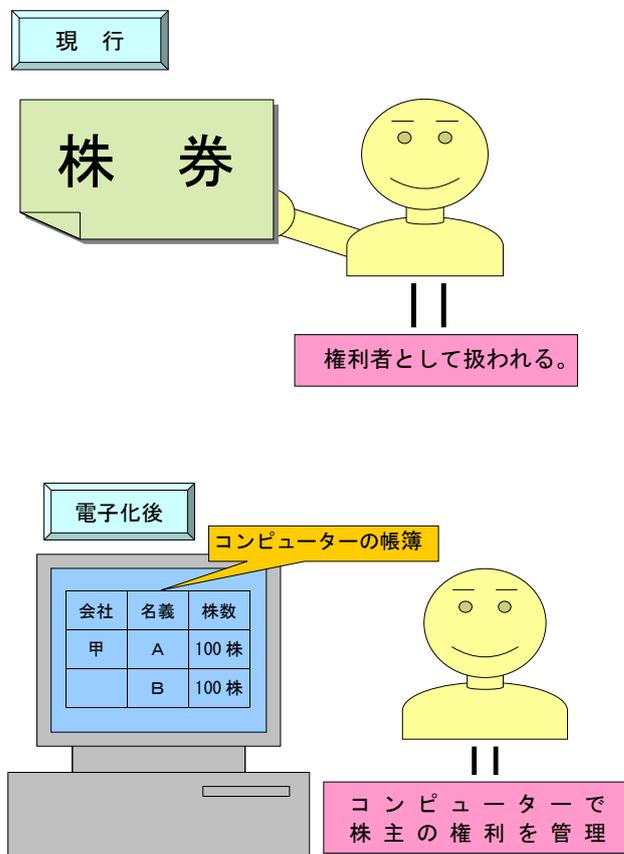
#### ●アクセス方法は、次のとおりです。

- ・政府広報オンラインホームページ → 今週の政府広報 → テレビ番組→ドゥ！ JAPAN → 「動画でご覧になる場合」 → 放送動画一覧 → [「手続きはお早めに！ 株券の電子化」](#) をクリックする。
  - ・URLは、<http://www.gov-online.go.jp/publicity/tv/dojpn/index.html> です。
- また、政府広報オンラインホームページには、[金融庁ホームページトップページ](#)右上の「政府広報オンライン」をクリックすることで、アクセスできます。ぜひ、一度ご覧下さい。

以下では、株券電子化の概要と留意点のうち、特にご注意頂きたい点をピックアップします

#### 1. 概要

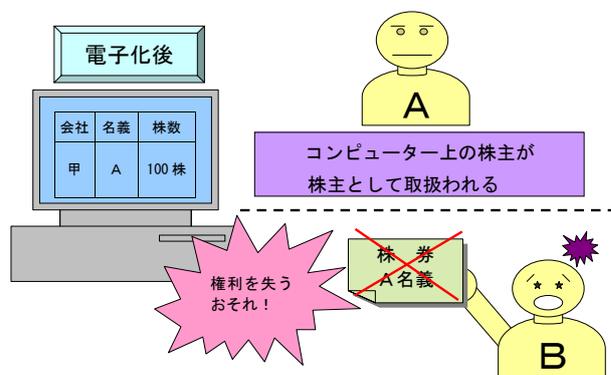
株券電子化は、上場会社の株式について、「株券」をなくし、[証券保管振替機構](#)及び証券会社等の口座で、コンピューターにより電子的に管理しようとするものです。



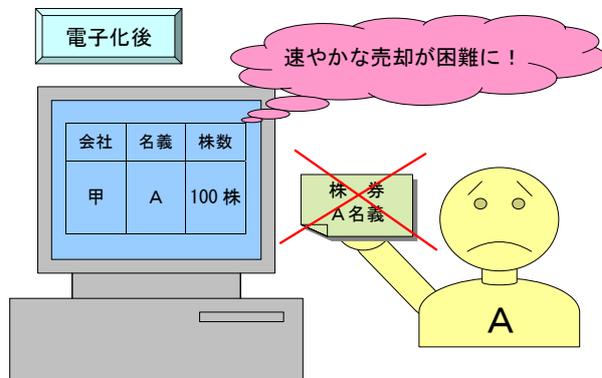
## 2. 留意点（タンス株券をお持ちの株主）

株券電子化にあたって、自宅や貸金庫などご自身で株券を管理されている株主（いわゆる「タンス株券」をお持ちの株主）については、特に以下の点に留意してください。

- ① お持ちの株券がご自分の名義ではなく、ご本人が株主としての権利を失ってしまうおそれもありますので、**株他人名義となっている場合には、券電子化実施の前に、証券会社等を通じて証券保管振替機構に預託するか、少なくともご自分名義への書換手続を行ってください。**



- ② お持ちの株券が**ご自分名義となっている場合**、①のように株主としての権利が失われることはありませんが、株券電子化後に売却を行おうとする場合にスムーズに行うことができるようにするために、**株券電子化実施の前に、証券会社等を通じて証券保管振替機構に預託しておくのが望ましいと考えられます。**



なお、上記の証券会社等や証券保管振替機構における預託のための事務手続に時間を要することも予測されます。株券電子化のスムーズな実施に向け、**上記預託のための手続はできるだけ早めに行うようにしてください**（現在でも当該預託を行うことは可能です。）

※ 「株券電子化」については金融庁ホームページにも掲載しています。金融庁ホームページのトップページ「金融庁の政策 ▶ 政策の一覧へ」から[「株券電子化について」](#)にアクセスしてください。

## ○ 証券市場における不正・違法行為に関する情報を受け付けています！

[証券取引等監視委員会](#)は、証券会社などに対する検査、証券市場にかかわる開示検査、課徴金調査及び犯則事件の調査、そのほか日常的な市場監視活動を通じて、公正・公平かつ透明で健全な市場の構築に努めています。

当委員会は、こうした調査、検査などの参考とするため、電話、文書（ファクシミリを含む）、インターネットなどで情報提供を受け付けていますが、このたび、さらなる情報提供を呼びかけるため、ポスターを一新しました。

インサイダー取引や相場操縦、有価証券報告書の虚偽記載、証券会社などにおける無断売買や不当な勧誘などの証券市場に関する違法行為に気づいたら、証券取引等監視委員会まで情報をご提供ください。

(なお、調査、検査の依頼や証券会社などとのトラブル処理には対応しておりません。)

インターネットにおける情報受付窓口は[証券取引等監視委員会ホームページ](#)をご覧ください。

(一般からの情報提供を求めるポスター)

**We Are Watching**

40+80 938  
18+10 688  
02-50 968  
83+98 408

私たちの監視活動と、  
あなたの情報提供が、  
証券市場を守ります。

「証券取引等監視委員会」は、インサイダー取引、相場操縦、  
ディスクロージャー違反(有価証券報告書の虚偽記載など)に係る調査や  
証券会社の検査など、証券市場全般の監視活動を行っています。

証券取引での不正に気づいたら、情報提供をお願いします。

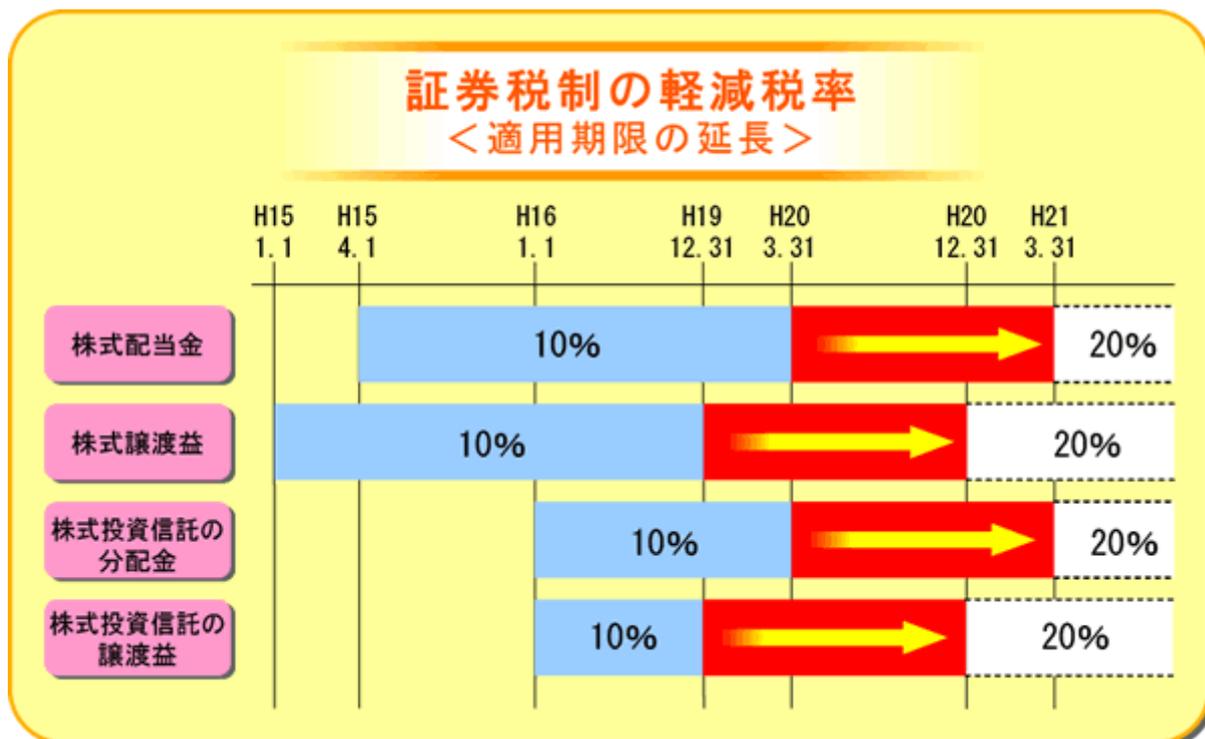
**03-3581-9909**  
➤ <https://www.fsa.go.jp/sesc/watch>

**SESC 証券取引等監視委員会**

証券取引等監視委員会は国の機関です。情報提供者のプライバシーは厳守します。

情報提供は24時間、FAXでも受け付けています。 郵送先 〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館 FAX:03-6221-2738

○ 証券税制の軽減税率の適用期限が延長されました！



平成 19 年度税制改正において、証券税制の軽減税率（10%）の適用期限が 1 年間延長されました。

**株式の配当金**

上場株式等(大口以外)の配当金に係る軽減税率（10%）の適用期限が延長されました。

※ 平成 20 年 3 月 31 日まで ⇒ 平成 21 年 3 月 31 日まで

**株式の譲渡益**

上場株式等の譲渡益に係る軽減税率（10%）の適用期限が延長されました。

※ 平成 19 年 12 月 31 日まで ⇒ 平成 20 年 12 月 31 日まで

**株式投資信託の分配金**

公募株式投資信託の分配金に係る軽減税率（10%）の適用期限が延長されました。

※ 平成 20 年 3 月 31 日まで ⇒ 平成 21 年 3 月 31 日まで

**株式投資信託の譲渡益**

公募株式投資信託の譲渡益に係る軽減税率（10%）の適用期限が延長されました。

※ 平成 19 年 12 月 31 日まで ⇒ 平成 20 年 12 月 31 日まで

○ 金融庁の名を悪用した新たなヤミ金融の手口にご注意！

最近、融資の申込みに関し、融資申込先（違法業者）から「金融庁が貴方の信用情報を管理している。貸付のためには同庁の役員に登録されている情報の修正を依頼しなければならない」、あるいは、「他社の借入が多いので貸付を行うには金融庁の貸付枠を広げる必要がある」などと言われ、手数料等の名目で現金を詐取された等の情報が当庁の[金融サービス利用者相談室](#)等に寄せられております。

金融庁が個人の信用情報を管理したり、個別の貸付について関与することはありませんので、上記のようなヤミ金融の手口にだまされないよう十分ご注意ください。

また、このような違法業者については、当局([金融サービス利用者相談室](#)、最寄りの[財務局](#)等)に情報提供をお願い致します。

## ○ 電子申請・届出窓口のリニューアルについて

金融庁への申請・届出は、従来の窓口による受付に加え、平成 14 年度末から、「金融庁電子申請・届出システム」により、自宅や職場のパソコンから 24 時間申請・届出を行えるようになっています。

各府省の電子申請・届出システムは平成 18 年度までに総務省が運用する「電子政府の総合窓口 (e-Gov)」へ申請者からの受付機能を移行することとされており(注 1) 当庁への電子申請・届出についても、平成 19 年 3 月 19 日より、[e-Gov 電子申請システム](#)を窓口として、受け付けることとなりました。

今後の電子申請・届出につきましては、総務省が運用する「[電子政府の総合窓口 \(e-Gov\)](#)」から行ってください。また、お問い合わせは[電子政府利用支援センター](#)へお願いいたします。

注 1) 「行政情報の電子的提供業務及び電子申請等受付業務の業務・システム最適化計画」(2005 年(平成 17 年) 8 月 24 日各府省情報化統括責任者(CIO) 連絡会議決定) に基づく。

### ■利用方法等

e-Gov 電子申請システムの申請メニューは、[e-Gov トップページ](#)の「[e-Gov 電子申請システムのご利用はこちら](#)」のリンクをクリックしてご参照ください。e-Gov 電子申請システムを利用するための準備及び注意事項は、「[e-Gov 電子申請システムご利用の手順とご注意](#)」に記載されています。その他、e-Gov 電子申請・届出について不明な点があれば[電子政府利用支援センター](#)へお問い合わせください。

【[e-Gov トップページ](#) (<http://www.e-gov.go.jp/>)】



## ○ 新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

金融庁ホームページでは、[新着情報メール配信サービス](#)を行っております。皆様のメールアドレス等を予めご登録いただきますと、毎月発行される「アクセスFSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を 1 日 1 回、電子メールでご案内いたします。ご登録をご希望の方は、[「新着情報メール配信サービス」](#)へどうぞ。

## 【3月の主な報道発表等】

- 1日(木) [アクセス](#)  
[アクセス](#) ・ 偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について  
・ 第3回我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループを開催
- 2日(金) [アクセス](#)  
[アクセス](#) ・ 株式会社日本旅行に対する行政処分について (関東財務局長処分)  
・ 多重債務者対策本部有識者会議第4回を開催
- 6日(火) [アクセス](#)  
[アクセス](#) ・ 投資信託委託業者の認可について (ヒューミント投資顧問株式会社)  
・ 第4回我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループを開催
- 8日(木) [アクセス](#) ・ 第8回 ソルベンシー・マージン比率の算出基準等に関する検討チームを開催
- 9日(金) [アクセス](#) ・ 大量保有報告書の提出に関する留意事項について (EDINETによる提出の義務化)
- 12日(月) [アクセス](#) ・ 「金融検査マニュアル(預金等受入金融機関に係る検査マニュアル)」の一部訂正について
- 13日(火) [アクセス](#)  
[アクセス](#)  
[アクセス](#)  
[アクセス](#) ・ 平成18年度金融知識普及功績者表彰について  
・ 参議院財政金融委員会における山本金融担当大臣の所信表明  
・ 銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令等について  
・ テロ資金供与・マネーロンダリング防止に係る主要行等及び中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の一部改正について  
[アクセス](#)  
[アクセス](#)  
[アクセス](#) ・ 株式会社ダヴィンチ・セレクトに対する行政処分について  
・ 「法定監査指令45-47条の実施細則に関する協議」へのコメント・レターの発出について  
・ 第5回我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループを開催
- 14日(水) [アクセス](#)  
[アクセス](#) ・ 損害保険会社の第三分野商品に係る保険金の不払い事案の調査結果について  
・ 損害保険会社10社に対する行政処分について
- 15日(木) [アクセス](#) ・ ヘッジファンド調査(2006)の結果の公表について
- 16日(金) [アクセス](#)  
[アクセス](#)  
[アクセス](#)  
[アクセス](#)  
[アクセス](#) ・ 金融庁の名を悪用した新たなヤミ金融の手口について  
・ 大阪東信用金庫に対する行政処分について (近畿財務局長処分)  
・ 但陽信用金庫に対する行政処分について (近畿財務局長処分)  
・ 株式会社千葉銀行に対する行政処分について (関東財務局長処分)  
・ クレディ・スイスの海外拠点による日本における銀行業の無免許営業に関する同行に対する要請について
- 19日(月) [アクセス](#) ・ 第9回 ソルベンシー・マージン比率の算出基準等に関する検討チームを開催
- 20日(火) [アクセス](#)  
[アクセス](#)  
[アクセス](#) ・ 「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)等」に対するパブリックコメントの結果について(労働金庫等関連)  
・ 認定個人情報保護団体の認定について (消費者信用個人情報保護協会)  
・ 企業会計審議会 第17回監査部会
- 22日(木) [アクセス](#) ・ 「利用者満足度アンケート」の取りまとめ結果の公表について
- 23日(金) [アクセス](#)  
[アクセス](#) ・ 銀行持株会社の設立認可について (株式会社ふくおかフィナンシャルグループ)  
・ 株式会社福岡銀行及び株式会社熊本ファミリー銀行の産業活力再生特別措置法に基づく事業再構築計画の認定について

- [アクセス](#) ・ 株式会社琉球銀行に対する行政処分について（沖縄総合事務局長処分）
  - [アクセス](#) ・ バーゼル II 第 1 の柱に関する告示の一部改正（案）及び第 3 の柱に関する告示（案）等に対するパブリックコメントの回答等について
  
- 26 日（月）
  - [アクセス](#) ・ 金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令について
  - [アクセス](#) ・ 多重債務者対策本部有識者会議第 5 回を開催
  - [アクセス](#) ・ 銀行の合併について（株式会社もみじ銀行）
  - [アクセス](#) ・ 株式会社山口銀行、株式会社もみじホールディングス及び株式会社もみじ銀行の産業活力再生特別措置法に基づく事業再構築計画の変更認定について
  - [アクセス](#) ・ 株式会社もみじホールディングス及び株式会社もみじ銀行の産業活力再生特別措置法に基づく事業再構築計画の変更認定について
  - [アクセス](#) ・ 個人保証に過度に依存しない融資の推進にかかる要請について（再チャレンジ支援枠）
  - [アクセス](#) ・ 中学・高校生向け副教材「わたしたちの生活と金融の働き」の改訂について
  
- 27 日（火）
  - [アクセス](#) ・ 第 2 回 日 EU 会計基準・監査の動向に関するモニタリング会合について
  - [アクセス](#) ・ 日 EU 金融ハイレベル協議について
  - [アクセス](#) ・ 「証券取引法施行令の一部を改正する政令（案）」及び「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの結果について
  - [アクセス](#) ・ 「タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出について（追加要請その 45）」の発出について
  - [アクセス](#) ・ 第 7 回我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループを開催
  
- 29 日（木）
  - [アクセス](#) ・ 「前払式証券の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの結果について
  - [アクセス](#) ・ 事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）の一部改正について
  - [アクセス](#) ・ エイチ・エス証券株式会社に対する行政処分について（関東財務局長処分）
  
- 30 日（金）
  - [アクセス](#) ・ 「金融改革プログラム」の終了にあたっての所感および進捗状況の公表について
  - [アクセス](#) ・ 「信用協同組合の出資の総額が二千万円以上であることを要する市を指定する件等の一部を改正する件」等について
  - [アクセス](#) ・ 「銀行法施行令第五条の二第二項第一号に規定する金融機関等を定める件等の一部を改正する件」について
  - [アクセス](#) ・ 「銀行等の株式等の保有の制限に関する内閣府令第五条及び第七条第六項の規定に基づく銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整等の一部を改正する件」等について
  - [アクセス](#) ・ 「金融機関の破綻事例に関する調査」の公表について
  - [アクセス](#) ・ 事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）の一部改正について
  - [アクセス](#) ・ 主要行等及び中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針等の一部改正について
  - [アクセス](#) ・ 貸金業関係統計資料の更新について
  - [アクセス](#) ・ 株式会社小松製作所の株券に係る証券取引法違反に対する課徴金納付命令の決定について
  - [アクセス](#) ・ 広告表示を含めた顧客説明に係る取組みについて
  - [アクセス](#) ・ 「保険業法施行令の一部を改正する政令（案）」及び「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」の公表等について
  - [アクセス](#) ・ 「金融検査評定制度に関する Q & A」について

※ [アクセス](#) マークのある項目につきましては、金融庁ホームページの「報道発表資料」からアクセスすることが出来ます。